

第九十六回 参議院 通信委員会 會議録 第六号

昭和五十七年四月十三日(火曜日)
午前十時開会

委員の異動

四月七日

辞任 山中 郁子君

補欠選任 宮本 順治君

四月八日

辞任 宮本 順治君

補欠選任 山中 郁子君

出席者は左のとおり。

委員長 理事

勝又 武一君

長田 裕二君

長谷川 信君

前田 勲男君

小澤 太郎君

亀井 久興君

那 祐一君

志村 愛子君

新谷寅三郎君

高橋 圭三君

成相 善十君

西村 尚治君

片山 甚市君

福岡 知之君

太田 淳夫君

山中 郁子君

中村 鋭一君

青島 幸男君

箕輪 登君

郵政大臣官房長 澤田 茂生君
郵政大臣官房経 奥山 雄材君
理部長
郵政省貯金局長 鴨 光一郎君
事務局側 常任委員会専門 酒井 繁次君
説明員 大蔵省理財局資 安原 正君
金第一課長
郵政大臣官房首 永岡 茂治君
席監察官

本日の會議に付した案件
○郵便貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(勝又武一君) ただいまから通信委員会を開会いたします。

郵便貯金法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。箕輪郵政大臣。

○国務大臣(箕輪登君) 郵便貯金法の一部を改正する法律案の提案理由について御説明申し上げます。

この法律案は、郵便貯金の預金者貸し付けの限度額を引き上げることと内容とするものであります。

郵便貯金の預金者貸し付けは、預金者の生活上の必要を満たすため、定額郵便貯金等の預金者に対してその貯金を担保として貸し付けを行うものであります。その限度額は、現在一人につき七十万円ですが、預金者の利益の増進を図るため、これを百万円に引き上げようとするものであります。

なお、この法律の施行期日は、公布の日といた

しております。

以上、この法律案の提案理由について御説明申し上げました。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(勝又武一君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○福岡知之君 郵便貯金の預金者貸付制度というのは昭和四十八年に創設されたものでござい

ますが、当時、郵便局が庶民金融に乗り出すということについて貯蓄機関としての性格を逸脱するのじやないかという点で、民間金融機関などが猛烈な反対運動を展開した経緯がござい

ます。そして、かなり大きく政治問題としてクロージアアップして、国民の注目を浴びたことは記憶に新しいところでござい

ます。私は、預金を担保に一定限度内の貸し付けを行うことは、いわゆる民間金融機関における一般的な金融とい

うものではななくて、貯蓄をされている方々、国民の方々に對するサービスという仕事の範疇に属するものではな

いか、そういうふうなふうに思います。貯蓄機関として、したがって当然この程度のことは行うべきものであ

って決して不都合ではない、そういうふうな考えをわけてござい

ます。利用の方々にござい

ます。郵便貯金そのものを担保といたしまして、小口、低利かつ短期の貸し付けを行うというこ

と、そのことによりまして、本来でござい

ます。郵便貯金を解約していただくというところを一時

的なつなぎをいたしまして、本来の、もとになり

ました郵便貯金の継続的な利用をしていただくとい

う趣旨のものでござい

ます。このことが国民の健全な資産づくりあるいはひいて貯蓄心の高揚に資するものであるというふう

に考えております。

ただいま申し上げましたようなことでござい

ます。この制度はいわば貯蓄の一環をなすものである、つまり貯蓄を解約、払い戻しされるというこ

とでござい

ます。資金を郵便貯金を担保にしてお貸しをするという

こと

でござい

ます。新たな信用を創造する

い

うゆる金融とは性質を異にしているものであるとい

うふう

に私ども考えているところ

でござい

ます。

○福岡知之君

そういう小口で、低利で、しかも

そう長い期間じゃないという意味においては大変

常識的だと思

います。いわば貯蓄の延長線上

の範疇のものだという意味で理解をしたいと思います。

しかし、創設された当初、国民的な理解が

十分でなかったかして必ずしも予想したほどに利

用が広がらなかった。それは貸付限度額がやや控

え目であるということにも起因するものかもしれ

ませんけれども、その後この貸し付けの状況とい

うものはどうい

う推移をたどって今日に至っている

か、簡潔で結構ですが、わかりやすく御説明願

いたいと思

います。

○政府委員(鴨光一郎君) 預金者貸し付けでござ

始させていただきました。當時は貸付限度額十萬圓ということでございまして、その当時の利用状況でございまして、貸付件数、初年度と申しますか、年度で申しますと四十七年度に当たります。これは實際問題、四十八年の一月から三月までの三月間でございまして、七十四万円でございまして、平年度になりました翌四十八年度の利用件数が約三百二十万件ということで、以後、年々の平均で申しますと約七〇%の伸びが続きまして、五十五年度におきましては約五百十萬件ということになっております。なお、五十六年度の数字でございしますが、現在、件数的に把握をいたしておりますのは五十七年の一月末の数字でございしますが約五百萬件、一月までで五百萬件でございしますので、年度間で申しますと、前年度の約五百十萬件はかなりオーバーをするのではないかとというふうに考えております。

それから貸し付けの金額の方で申し上げますと、先ほど申しました四十七年度の三ヵ月分、これが三百七十一億円でございまして、翌四十八年度の金額が千五百四十億圓、件数の方は年々七%と先ほど申し上げましたが、金額の方は年々平均にいたしまして二七%の伸びに相なっております。それで途中を飛ばしますが、五十五年度におきましては約七千六百億圓という数字でございまして、五十六年度は先ほど件数で申しました一月末現在の数字で約七千二百億圓ということになっております。

なお、この貸し付けをいたしましたお金は年度の途中におきましても償還していただいておりますので、實際のお貸し付けしているものの現在高は五十七年の一月末現在で約三千二百億圓ということに相なっております。

○福岡知事 いまの御説明によりまして、ここ五十五年度ぐらいいは五十六年度ぐらいいからかなり伸びているように思われるわけですが、それは五十五年度から貸付期間を従来の六ヵ月から一年に延長されたり、弁済を一括から分割弁済方式、そういうものを取り入れられたという

ことがその一つの伸びた要因として考えられるわけですか。

○政府委員(鴨光一郎君) 先生御指摘のように、貸付期間それから返済方法でございしますが、五十五年の四月に、それまでの貸付期間六ヵ月というのを、これは政令上の措置でございしますが、一年に延長をいたしてございまして、それから返済方法、これは省令でございしますが、同じく五十五年の四月一日から、従来の一括返済ということから二回に分けて弁済をしていただいてもよろしい、こういうことでそれぞれ改善を図ったところでございします。

その結果と申しますか、これは五十五年度以降の利用ということになりますけれども、利用といたしまして、確かにそのことに伴うもの、あるいは一般的な経済情勢、あるいは家計の状況といったものもあろうかと思いますが、数字的に申し上げまして、大幅に利用の数字が伸びているという事実がございします。それからもう一つの側面から申しまして、貸付期間内に弁済がないというものの中にあるわけでございしますが、この数字につきましては、改善いたしました五十五年度におきましては、改善いたしました前の状態から見まして、その件数が三分の一というふうには減っております。弁済がないという状態が、やはり期間が延びた、回数が増えたということに減ってきたのではないかとこのように見られるわけでございまして、これもまた、ただいま申しました弁済方法の改善に伴う影響であろうかというふうに私も受けとめております。

○福岡知事 この郵政省の資料の中で「預金者貸付けの弁済状況」という五十四年と五十五年の比較表が出ています、一般弁済件数が圧倒的に多いことは言うまでもないんですが、この法定弁済件数というやつですね、これはどういう内容のものかということが一つと、それから五十四年と五十五年を比べると、五十五年は五十四年に對して三分の一に法定弁済件数が減っていますね。

これは、いま申されたように期間が延びたとか返済回数が増えたとかいうふうなことになるものですか。

○政府委員(鴨光一郎君) 御指摘の資料でございしますが、それは預金者貸し付けの弁済状況を御説明するための資料でございまして、五十四年度の弁済件数が四百六十萬件ほどございまして、五十五年度におきましては四百三十二萬件ほどあるわけでございしますが、そのそれぞれにつきまして、一般弁済と申しますものが五十四年度は四百三十萬件、法定弁済が約三十一萬件でございまして、この法定弁済と申しますのは、先ほど申しました貸付期間内に弁済がございせん場合に、この貸し付けの対象になっておりますものが定期貯金であるとかあるいは積立貯金であるとかいうものでございしますが、法律上、この期間内の弁済がございせん場合には、その契約を改めていただきます、いわゆる通常貯金という形にする中でその期間内の弁済を法律上させていただくという形のもので、これがまた先生の御質問の答えでございしますが、法定弁済と申しております。

それで、いま申しました数字で申しますと、五十四年の件数が総弁済の件数の約四百六十萬件のうち約三十一萬件ほどでございまして、率にして六・六%ということに相なっております。五十五年度の約四百三十二萬件のうち、一般弁済が四百二十二萬件ほど、そして法定弁済が九萬五千件、これを五十五年の法定弁済の割合で申しますと二・二%、総弁済件数が五十四、五十五、若干程度ではございますが違っておりますけれどもほぼ同じという中で、片方は約三十一萬件、片方が九萬五千件ということで、絶対数の上におきましても、それからパーセンテージの上におきましても約三分の一になっているというところでございまして、これが先ほど申しました弁済方法の改善に伴う効果であろうというふうに分析をいたしているものでございします。

○福岡知事 これは後ほど申し上げる貸付限度

の引き上げとの関連で考えた場合に、五十五年度は弁済件数減っていますね。先ほど局長のお話では五十五年度の貸付高が七千六百億と申されましたが、実質三千二百億ぐらいいだということでございますが、仮に貸付高七千六百億圓の二・二%ですと大したことありませんね、百六十億圓ぐらいいですか、そういうことだと思ふんですが、貸付限度額を仮に引き上げていく、そして利用状況がふえるということになると、必ずしも五十四年度の法定弁済件数六・六%が翌年度に二・二%、三分の一に減ったということでも今後減り続けるというところはどうか、定期積立貯金とか定期貯金とか、そういうものを通常預金に切りかえなきゃならぬというふうな件数はふえていく、こういう危険があると思ふんですかね。

○政府委員(鴨光一郎君) いまの御質問にお答えする前に、先ほど私ちょっと勘違いをいたしました、法定弁済をいたしましたときに通常貯金になると申し上げましたのは、大変失礼いたしました、これは法定弁済の対象になりました定期貯金なり積立貯金なりを解約いたしました、その貸付額と利子分を差し引いて弁済に充てていただいた残りを預金者の方にお支払いをするということでございます。大変申しわけございません。訂正をさせていただきます。

なお、御質問のございましたこの件数でございますが、利用状況そのものとして、先ほど申しました貸付高あるいは貸付件数、いずれも年々増加をしてきております。そういった中で弁済方法の改善ということがございまして、いわゆる一般的に弁済をしていただくという形の弁済がふえてくるであろうということが申せますと同時に、返しやすくなったという意味におきまして、逆に貸し付けを比較的気軽にやっていたかどうかという意味での貸し付けがふえていくであろうというふうに考えております。

○福岡知事 いずれにしても、法定弁済などというのをふやさないようにすることがまず肝要

だと思ひます。一般民間の金融機関の場合はかなり厳しくこの点やっているようでございますが、いまこの統計に出ている程度の低い法定弁済適用というところで何とでも抑えていかないと、これがウエートが高くなつてきますと郵政省の貯金貸付事業としてはやっぱり民間のそれとは違つて格段にまた社会的にも問題が出てくると思ひますので、御留意をお願いしたいと思います。

それから今回いよいよ貸付限度額を七十万円から三十万円アップの百万円を目指す、こういうことでございしますが、この百万円というのはどういう根拠で設定をされた金額ですか。

○政府委員(鴨光一郎君) いま御審議をお願いしております貸付限度額の引き上げは百万円にお願いをしておりますが、その引き上げをいたそうとしております理由でございますが、一つは、利用者である国民の皆様方が引き上げを強く要望しておられるということがございします。調査によりまして、現行の限度額を引き上げてほしいという御希望がその調査の対象者の半数に達しているという状況にございします。

それから利用される目的、日常の資金ということでございしますが、現在の経済社会の状況からいたしまして、結婚の資金あるいは教育の資金といったことでゆうゆうローンを利用されます場合、そのほかにもいろいろな目的はもちろんです。それでございしますが、そういった目的から見まして、百万円ぐらいは必要なのではないかということがお貸しをする立場から考えられます。

それから同時に、いまの先生御指摘の弁済との関係でございしますが、それからまたこの制度の趣旨ということも関連をいたしますけれども、返済ということを考えました場合に、これは額が大きくなりまして返済がだんだんむずかしくなつてくることになるわけでございます。ただ、現在の社会経済の状況からいたしますと、たとえばサラリーマン一般のボーナスの支給額というふうなものをもつてのめどとして考えました場合に、一年間二回に分けてというふうな条件の中で、し

かもそれなりの貯金をしていただいているという状況から考えますと、百万円ということであるならば、御無理なく返済をしていただけるのではないだろうかというところも一つございします。

それからもう一つは、民間の同種のローンの、いわゆる同種と申しますのは預金者のいわゆる預金を担保にした預金貸しと称しておりますが、その種のローンの限度額も百万円になっていて、こういうふうな事情を勘案いたしまして百万円に引き上げたいというふうに考えているところでございします。

○福岡知事 いろいろいま考え方の御説明がありましたけれども、民間金融機関の総合口座における預金貸し、これが百万円ということが主な当面の目標設定の一つの指標であり、あるいはまた境界というふうにお考えかと思ふんですけれども、これはまた後ほど民間金融機関の貸し付けともあわせて質問なり見解を申し述べたいと思ひます。そういう考えで百万円ということについては、ほぼ妥当な考えじゃないか、こういうふうに当面は思つております。

次に、この貸付制度を創設された当時の郵政省の御説明によりまして、預金者貸付制度というものは貯金の払い戻しにかえての一時的な貸し付けだ。先ほどの御説明でも、預金を払い戻して貸し付けるのじゃなく担保にして貸し付けるといふことで、ある意味では、私流に言えば、預金を引き続き行つていたきながら、その延長線上で不時の出費に対応するきわめて低い限度で貸付制度を行う、こういうふうに理解をしております。そこで、財政投融資計画の原資にはいささかもその程度の貸し付けは影響を及ぼさない、そういうふうな不十分と当局としてはおっしゃつてまいりましたけれども、現在でもその見解には変更はございせんか。

○政府委員(鴨光一郎君) 先ほどからお答えいたしておりますように、このゆうゆうローンと申しますものは、本来ですと郵便貯金の払い戻しをされて日常生活の資金に使われるというケースで、

一時的なものであります場合にはそのつなぎ資金的に融通を申し上げるという制度でございします。預金者の預金を担保にいたしておるものでございまして、したがって、これに要する貸付資金というのはもとと資金運用部に預託されずに、従来ですと、この制度がなければ払い戻されてたであろう資金の一部が貸し付けに充てられていたというものでございします。そういう意味におきまして、この制度によって財政投融資計画の原資に影響を及ぼすことにはならないというふうに考えているところでございします。

○福岡知事 そうですと、この制度が創設されましたまだ十年に満ちておりませんけれども、しかし、この間、限度額を五回も引き上げてきています。先ほどのお話のように、当初十万円未満という十万円水準から出発をしまして現在七十万円になっているわけですが、五回ばかり限度額引き上げの法改正が行われてきた、こういうふうに承知をしておりますけれども、貸し付けの金額が多少ふえてきた、あるいはまた利用の幅が拡大した、しかしその結果として特段に財政投融資に悪影響を及ぼしてきていない、こういうふうに理解されるわけですね。そうしますと、こちらで預金者一人についての貸付限度額というものの制度をやめちやたらどうか、それで担保とする貯金の九割ぐらゐまで貸し付ける、そういう考え方をとつてもいいんじゃないか、こういうふうにも考えられるわけです。この点はどのようにお考えですか。

○政府委員(鴨光一郎君) 確かに預金を担保にいたしまして貸し付けということでございますので、先生御指摘のような考え方も一つの考え方として当然あり得るわけではございします。ただ、この制度創設の趣旨からいたしまして、またその結果としての現在にございします貯金法の規定からいたしますと、やはり預金者の生活上の必要を満たすというポイントがございまして、小口あるいは低利、短期といった意味での日常の生活資金を貸し付けるといふ趣旨がございしますので、一つ

の考え方ということではございしますけれども、その点についてはなお慎重に考究をする必要があるのではないだろうかというふうに私どもも受けとめているところでございします。

なお、預金者貸付制度の改善ということにつきましては、ただいまはこの百万円の引き上げということをお願いをいたしておりますけれども、当然、今後の利用状況あるいは利用者の方々の御要望といったことには十分関心を払いながら、利用者の方々の利便にかなつたものにしていくということにつきましては十分関心を払い努力をしてまいりたい、このように考えておるわけでございします。

○福岡知事 民間の金融機関における預金を担保とする貸し付けというのは一体どういふふうな条件で行われているのか、私素人で詳しくわかりませんが、わかるところと一つ御説明いただきたいと思います。

○政府委員(鴨光一郎君) 民間金融のいわゆる預金担保貸し付けの貸付条件でございしますが、貸し付けの限度額、これは総合口座の場合、総合口座と申しますのは民間でございしますと普通預金と定期預金を組み合わせた形のものでございしますが、その総合口座の場合におきましては、担保といたします定期預金の額面金額の九〇%、この九〇%というのは郵便貯金の場合と同じでございまして、また金額も百万円までというふうになつております。ただし、総合口座以外のものにつきましては額面金額までというふうになつておるというふうに承知をいたしております。

それから貸し付けの期間でございしますが、これは担保とする定期預金の満期までということになつておまして、その満期は、民間の場合、区分といたしまして、三ヶ月、六ヶ月、それから一年、二年、三年、こういう区切りのそれぞれ期間がございします。それぞれに対応する期間の貸し付けということになっております。

それから貸し付けの利率でございしますが、これは郵便貯金につきましてはまたお答えをさせていただきます。

いせんが、〇・二五％ということでございますが、民間の場合もそれぞれ担保いたします預金の利率に経費率ということで〇・二五％を加えたものということになっております。ただ、先ほど申しました分類の中で三カ月定期につきましては、この上乗せをいたします経費率として〇・二五ではなくて〇・七五を適用されているというふうに承知をいたしております。

以上のようなことでございまして、預金担保貸し付けの貸付条件につきましては、郵便貯金と民間金融機関とはおむね同様のものになっているというふうなわけでございまして、先ほど申しましたような条件は私もそれなりに把握をいたしているところでございまして、預金担保貸し付けの利用状況そのものにつきましては、公表された資料がございせんので、私もつまびらかにいたしております。

○福岡知事 民間の総合口座による貸し付け、これは金額で百万円、限度比率で九〇％、こういうお話ですね。大体、郵便貯金の貸し付けとそれは見合っているわけですね。ところが、民間の金融機関は個人対象の貸付業務というのは主たる業務じゃないんですね。法人、企業、団体等に貸し付けるといことが民間金融機関の主たる業務です。それは業務の採算からいっても、小口の貸し付けを数多くやるよりは中規模、大規模の貸し付けを数少なくやる方が効率的ですからね。したがって、民間金融機関における個人貸し付けというのは、まだ今日の状況でも国民の期待に十分沿うところまでいっていない。逆に言えば、私は、郵便貯金はそういう法人、企業、団体等に貸し付けるといことよりも個人に対する貸し付けというものの力を入れている性格の事業だ、そういうふうにも思うわけです。そういう点では、必ずしも銀行の総合口座に視点を合わせることもないんじゃないか、そういうふうにも考えるわけでございます。当面この七十万を百万にするということは一応はと考えるけれども、いま申し上げ

たような民間金融機関と郵政省の預金貸付制度というものの性格の違いを考えまして、また国民の期待を考えてみますと、もう少し金額の引き上げ等について思い切った制度として展開をした方がいいかなものか、そのことがかかって国民の期待にも沿うし、また郵政省の貸付制度としてもより中身の濃いものになっていくのじゃないか、そういうふうにも思うんですけれども、これは郵政大臣の御決意を含めて、ひとつお聞きをしたいと思っております。

○国務大臣(實業部長) 福岡先生御指摘のとおり、確かに私も先生の御指摘は理解ができるわけでありまして。そういう御意見を踏まえながら、今後の利用者の利用状況あるいは利用者の要望等を慎重に注意を払いながら検討をいたしたいと思います。

一つ、つけ加えて申し上げますと、先ほどから先生並びに政府委員からの答弁の中にしばしば出てくるように、この制度の趣旨だとかあるいは法律の趣旨から申しまして、小口である、低利である、そして短期に返してもらうのだというような日常生活の一次的な資金であるというようなことから考えてみますと、そういうことも含めながら、よく利用者の要望、そういう動向を考慮して検討をいたしたいと思います。

○福岡知事 鴨局長ね、局長も先ほどおっしゃったし、いままた大抵もおっしゃったんだけれども、小口だ、あるいはまた低利だ、短期だという面からすると、おのずから客観的にも一つの貸付限度額というふうなものについても一定の限界というものがあります。しかし、マル優の枠も三百万円ということでおのずから限界が設定されているというのを考えれば、今回仮に百万円に引き上げたとしても、まだ三百万円まで二百万円この落差があるんですね。私の視点はそういうところの一つあるんですけれども、そこからは、今回の法改正は別にして、これ以降やはりさらに引き上げというものを考慮をしたい、こういうお考えなのかどうか、最後にお聞きしておきたい。

○政府委員(鴨光一郎君) 大臣からお話ございましたように、ゆうゆうローンの性格というものが法律制定の趣旨からあるわけでございます。仮に額の制限なしに九〇％ということにいたしました場合には、現在の御指摘のような預金の限度額ということからいいますと、貸付額が九〇％をいたしました最高貸付額が二百七十万円というふうなことに相なるわけでございますが、そうなりますと返済というふうなことから必ずしも容易ではなくなる。そうなりますと、また一時的な日常生活資金の払い戻しにかえてのいわばお立てかえというふうな点からもうかなくなという面があるわけでございますが、先ほど冒頭の御質問でもお答えをいたしましたような当然利用者の方々の御要望といったこと、あるいは経済社会全般の動向といったことからすると、利用目的からすると必要金額といったものの、私ども、実は五十七年度には実現を見るに至りませんでしたけれども、本体の方のいわゆる郵貯の限度額引き上げもかねてから実現を強く希望いたしているものでもございます。

御指摘のような限度額の引き上げというふうな事柄も含めまして、経済社会の状況あるいは利用者の方々の御要望といったものがいろいろ変化をしましてまいります場合には、私も当然そういう情勢の推移あるいは御要望の内容といったものを十分受けとめながら、そういう利用者の方々の利便にできるだけ沿うような、御期待に沿うような改善をしていきたいということで常に関心は怠らないつもりでございます。

○福岡知事 今回は百万に引き上げるという改正案でございますので、いま申されたことも、また私が申し上げたことも今後改めて委員会でも審査をする機会があるかと思っておりますので、その間の一般金融機関の動向あるいはまた国民生活の状況の変化などを考慮して考えるべき時期が来るだろうと思っておりますので、その程度にとどめておきたいと思っております。

て、かねがねこれも少なからず重大な問題として当委員会でも口の端に上ってきたところでございますが、政府の公的な資金として他の政府資金とともに大蔵省の資金運用部で一元的にこの郵貯資金は運用をされてきております。しかしながら、郵貯資金は利用者数が数ある貯蓄機関の中から郵政省・郵便局を選挙して任意に預けた貯金であり、その集積であります。そういう面から銀行預金など特段に変わらぬものであると考えるわけでありまして。任意に特定の銀行あるいは郵政省の郵便貯金というものを選定したということだと思っております。したがって、この郵貯資金の性格について、まず郵政当局並びに大蔵当局から御見解を承っておきたいと思っております。

○政府委員(鴨光一郎君) 先生御指摘のように、郵便貯金というのは任意に行われた貯蓄であるというところはそれとおりでございます。それと、全国津々浦々にございまして郵便局におきまして、国民の皆様が健全な資産形成を目的として蓄積をされた貯蓄であるという性格がございまして。当然、社会保険料というふうなことで法律に基づいて行われる掛金でもございせん。また、税金のように強制的に国が徴収したものと異なっているわけでございます。こういう性格を有します資金でございまして、われわれといたしましては、お預かりをした立場からまた御利用者の皆様の御要望という点を考えますと、この資金というものは確実で、かつ、できるだけ有利に運用する、そのことで預金者のニーズにも、このニーズが非常に多様化してきておりますので、この多様化したニーズにもおこたえすることができ。それからまた、全国的に集められた貯蓄であるという点からいいますと、地方への資金還元といったことも配慮をすることが必要であらう。同時にまた、郵政省といたしましては、いろいろ経営責任というふうなことが外部からも言われている点にかんがみまして、みずからの経営責任を明確にするという点からいまして自主運用というふうなこともわれわれの念願といたしているという

ことを申し添えさせていただきます。○説明員(安原正君) 郵便貯金の性格でございますが、郵政省御当局からお話がございましたように、郵便貯金は全国のあらゆる階層から集められる資金である、国民の一つの貯蓄手段であるというところは、そのとおりであらうかと思ひます。そういう貯蓄という観点から見ると、銀行預金と変わらぬものであるかと思ひます。預金かと思ひます。ただ、郵便貯金の制度は国の制度でございます。それから国の信用をベースにしたものでございます。そういう意味で、国の信用、制度を通じて集められる資金という性格をまた一面持つておるわけでございまして、したがって運用している資金である以上は公共性に配慮して運用していかなければならない、そのことが望ましいということであらうかと思ひます。そういう意味で公共性の増進に寄与するような形で他の資金とすべて一元化いたしました、全体の政策の重要性に即しまして、あるいは財政金融政策との整合性も図りながら運営をしていくというのが望ましいわけでございまして、そういう見地に立ちまして、現在そういう運用が行われておることであらうかと考えております。

○福岡知事 財政投融資をめぐる物の考え方、これはまた別にいたしますけれども、私は第二の予算とも言われている財政投融資、資金運用部資金、これについては時代の変化というものをとと考へていかなきゃならぬ、こういうような観点に立つて考へておられますけれども、それは後の問題に譲るといたしまして、郵政省当局にお聞きしますけれども、郵便貯金法第二条におきましては、「郵便貯金は、国の行う事業であつて、郵政大臣が、これを管理する。」と定められておるわけでありまして、また、郵政事業特別会計法第一条におきましては、「郵政事業を企業的に経営し、」云々と記載されております。したがって、郵政省は郵便事業を企業的に運営する経営責任というものを持っている、こういうふうにも思ふわけですね。

郵便貯金あるいは貸付事業というものをを行う上で企業的にやっていたらならぬということになります。企業の経営というものはおのずから運営責任者に責任があるのは当然であります。しかも、一般の企業、これは製造であらうと販売であらうと、これは非常に多面的な企業活動というものがそこには認められておるわけですね。しかし、それに比べれば、郵便事業というものは貸し付けをして多少利息をちやうだいする、一方において郵便貯金をしていただいて貯金金利をお支払する、そういう範疇ですね、大まかに言いますと。一般の企業は新しい製品をどんどん自主的につくって販売をする、あるいはまた余剰資金でもって自由に効率的な運用を図る、こういうスタイルとはおおよそ違ふわけですね。

したがって、企業の運営あるいは企業的運営上の責任を果たすということは、言葉をかえれば集まったお金をより効率的に運用をするという一点に私は尽きるところでございます。また、その効率的な運営が効果を上げ得ない限りは、この預金者貸付制度などというものの身を豊かにするとか、国民のニーズによりおこたえするような商品として提供していくとか、そういうことには大幅に制約を受けるわけですよ。だから、先ほど申し上げた貯金法だとかあるいはまた郵政事業特別会計法だとかに明記されている基本的な考え方は、いま言った資金の運用をいかに効率化するかということに絞られてくると思うんですね。そういう点で、現在のこの大蔵省における一元的な運営というところは、言うならば資金運用部への預託利率のさじかげん一つで郵政事業の収支状況が大きく左右されてしまふ、郵政大臣の責任において管理をするというふうな法律の精神からはこれは外れていて、こういうふうにも考えられるわけでありまして、それで果たして責任ある企業的運営ができるのかどうか。郵政省としては、どうお考えですか。

また、大蔵省は、その点、先ほどのお話のように、国の信用なり国の資金としてこの事業を行っているんだから当然公共性を第一義としなきゃならぬ、こういうふうな御説明もありましたけれども、その御説明に關する限り私は否定しませんが、ただ、その具体的な点になりますと、じや一元資金の運用が公共的であつて、郵政大臣の管理のもとにや郵政省の恣意をもって運営することが非公共的だ、こういうふうにはとても私は考えられないのでございまして、その点を含めて、これは大蔵省から御見解を伺いたしたいと思います。

○政府委員(鶴光一郎君) いろいろ御指摘を受けて、いささか答弁が長くなるかもしれませんが、まず、郵政事業特別会計法の規定でございまして、この第一条では、先生お話しございましたように、「郵政事業を企業的に経営し、その健全な発達に資するため、特別会計を設置」する、これは郵政事業特別会計法でございまして、それから郵便貯金事業につきましては、郵便貯金法の第二条で、「郵便貯金は、国の行う事業であつて、郵政大臣が、これを管理する。」とあるのは御指摘のとおりでございまして、それから一方、郵便貯金特別会計法、これは法律の第一条でございまして「郵便貯金の事業の健全な経営に資し、その経理を明確にするため、特別会計を設置する。」これは郵便貯金特別会計のことでございまして、そういう規定になっておまして、この郵便貯金特別会計法につきましては表現的には必ずしも企業的経営というふうにはうたわれていないわけでございますが、事業運営に携わるものといひましたし、当然企業的かつ効率的な運営に努力するというところでございまして。

一つの例でございまして、経費率につきましても、私どもの経営努力ということで年々低下してきておまして、民間金融機関と比べまして、ダイレクトな比較が適当かどうかは別といたしましても、低いものであることには間違ひがございません。

それから収入の面でございまして、現在のところは資金運用部への預託が法律的に定められておりまして、その場合の預託利率は、大蔵大臣の方で財投金利ということで政策的要請を考慮して非常に低くなつてゐるのが常でございます。その結果、事業運営上の収入の大部分を占めます預託収入というものが、金利的に申しまして、国の借金でございまして国債などの金利と比べまして、あるいは一般的な他の政府保証債なども含めまして長期金利に比べましても常に低い状態になつてゐるということでございます。そういう意味では、私もいたしましては経済社会の中の金利の自由化といったことから経営責任がより明確になるような観点から制度の改善を図つて自由化に対応していく必要があるであらうというふうに考えているところでございまして。

また、自主運用という点での基本的な考え方でも、資金をお預かりをしたものが運用するというのは金融界ではいわば常識的なことでもございまして。同時にまた、われわれ外務職員等も含めまして、皆様方からお金をお預かりする、お勤めをする努力もいたしておるわけでございます。したがって、直接に貯蓄をされる方々のお気持ちというものは、それからまたわれわれの苦勞といった面でも、いわば肌で感じるところでございます。そのお預かりをした立場、それから皆様方の貴重な財産である、資産であるという点からも、当然のこと、先ほども申しました経営責任ということからも、私どもが直接運用することがよりふさわしい運用になるというふうな確信をいたしているところでございまして。

それから先ほども触れました預託利率との関係でございますが、郵便貯金特別会計は独立採算というところでございまして、この収入は資金運用部からの預託金利収入をメインにいたしております。そして、その収入で預金者の方々にお支払する利子とわれわれの業務の取り扱いに必要な経費を賄うという仕組みになつておるわけでございまして。いまのような仕組みの中で申しますと、この郵便貯金特別会計の収支と申しますものは、い

ま申しました預託利率と貯金利率との利差、それと郵便貯金の増加状況といったものに左右されるわけでございます。

もとより、この郵便貯金事業というのは、民間の企業と異なりまして利益を出すというのを目的にはいたしておりません。したがって、収支そのものにつきましては長期的に相償する、相償うということになるように努めているわけでございますが、お金の面で申しますと、貯金の金利が、これは貯金法にもございますが、民間の預貯金金利に配意して決められる。一方で、この収入に対応いたします預託利率は、先ほどから申し上げておりますように国債等の長期金利と比較しても常に低い。たとえて申しますと、国の借金でございす国債等の利率と、応募者利回りと申しますか、これと私どもの資金運用部への預託をしております利率との差が常にあるわけでございます。これを私どもが預託利率のかわりに国債等の利回りを適用いたしますと、五十五年度の数字で申し上げますと、約二千四百億円の増加が試算できるわけでございます。言うならばそれだけのものを国の財政に寄与している、もつと言わさせていただきます。ただ納付金をそれだけ納めているという形にもなるわけでございます。私どももいたしましては、そういったことで集めたもの、お預かりをいたしましたものとしてみずからの運用をする。もちろん、そのことのためには、先ほどお話のございました公共的な資金であるということには当然配意をするということが必要でございますけれども、そういうことにも配意をしながら、みずからの経営責任をも明確にするという観点から自主運用の要求をしているというところでございます。

○説明員(安原正君) 郵便貯金の事業が企業的に運用されなければならないという御指摘がございました。確かにそういう一面はあろうかと思っておりますが、郵便貯金は重要な金融制度の一翼を担っておりますわけでございます。預金残高で申しまして三〇%にもなる大きなシェアを占めておるわけでございます。郵便貯金制度が全体の金融秩序に合

った形で運用されなければならないということも重要かと存じます。

それから先ほども触れましたように、国の信用、制度を通じて集められるというものでございすので、国の資金として公共目的に沿った形で運用が必要である、そういうことで統合運用が最も望ましいということに現にそのような運用をやっておりますわけでございます。ただ、それでは公共性が強調されるのかということでございますが、その点につきましては資金運用部資金法の第一条に目的が定められておりまして、「その資金を確実且つ有利な方法で運用することにより、公共の利益の増進に寄与せしめることを目的とする」ということで、公共の利益の増進と、あわせてできるだけ有利な運用を行う、この二つの要請を調和させて運用するようにということが法律上要請されておるわけでございます。私どもは、いま申しましたような基本的な考え方に立ちまして、いま御指摘の金利の問題にも対処しているわけでございます。

資金運用部の預託利率の決め方でございますが、全体の各種の金利の体系がございす。その体系の中で、一方で預託者の利益にも配慮しながら、他方でそういう公共目的のための融資をやっていかなければならないという政策金融上の要請というものの調和を図るという見地で定めておるものでございます。金融情勢、金利動向、全体の動向の中で決められますので、絶えず必要に応じて変動することになるわけでございますが、具体的に現時点におきましてその預託利率、これは七・三%と決まっておりますが、それと定期貯金の三年物の利率をとってみますと、現時点では過去最高の一・三という利差が確保されておるわけでございます。私どもとしましては、いま申しましたような基本的な考え方に立ちまして、全体の金利の中で適正な利差の確保に努めてきておるところでございます。したがって、そういうふうな形で決められる金利というものを前提としまして、郵政省御当局の方で責任ある事業運営の努力

をしていただく、そういうことではなからうかと考えております。

○福岡知事 いま両省からのお話がありましたけれども、やや具体的にお聞きをしますと、いま鴨居局長の話では、やはり資金運用部の預託利率は人為的に低く抑えられている、これは国債の応募者利回りと同じであつたとした場合に五十五年だけで二千四百億円の増えを損をしているんだ、これを言えればそれだけ国に納付しているんだ。これは郵政省の資料によりまして、四十年から五十五年まで一兆四千億円の増えが、増収があるべきところになつた、こういうふうな言われたいわけですね。ここなんです、大蔵省に私お聞きしたいのは、これは一兆四千億であるか、一兆二千億であるかは別にいたしまして、要するに運用部資金によつて郵政省のいわば取り分が少なくなつたということについて、それをどういうふうに改善したいのか。一元的な運用をすべきこれは資金なんだということだけで一歩も出ないんです。ここ議論があつても、何か改善策ないかどうかということですね。

私なりあるいは私の所属する党も、必ずしもそれを全部自由に郵政大臣に使わせなさい、こう申し上げる気はありません。一つの考え方としては、直接運用の資金のこの規模は当面郵便貯金の当年度増加額と満期償還額の合計の半分程度を自主運用することから始めてはどうか、あるいはまた単に国債だけでなく、先ほど話に出ておりました地方債その他の債券あるいはまた全国の預金者からお預けいただいたという意味で地方への還元融資、あるいはまた財政投融資はもちろんです。いま課題になつて個人貸付制度の充実、そういうふうに対象を考えると、今で現によりもっとバラエティーに富んだ運用を集めたお金の面でやっていくという考え方ですね、具体的な金額あるいはまた方法については密接に大蔵省と相談をするにしても、いまのように、いわば資金運用部資金で一元的に運用する、そこで大蔵省が国債を購入する、国

債の購入が五十年以降ずっと拡大をしてきて、いま財政再建上の問題としてクローズアップをされているわけですが、国債の発行と引受人が同一の主体で行われているということであれば、国債を減額するあるいは発行をゼロにするという、そういう政策を推し進めていく上でも少し問題があるんじゃないか、そういうふうにも思いますが。要するに、その資金配分を市場メカニズムを通じて行えるようにするためにも、あるいは国債発行というものに歯どめをかけていくという具体的なことも自主運用というものに道を切り開くべきではないか、こういうふうな思ふわけですが、私どもは、いままでの大蔵省の言うならば考え方をやはりここあたりで切りかえていくという、そういう気持ちがあるのかどうか。これはまたたゞる今後、来年度の予算編成でも問題になると思ひますので。

○説明員(安原正君) まず、預託金利の問題でございますが、先ほど御答弁申し上げましたように、私どもとしては全体の金利体系の中でバランスをとつて適正な水準に設定しているというぐあいに考えております。もう少し具体的に申しますと、郵便貯金につきましては、現在、民間の類似の定期預金等とのバランスをとつて設定されているわけでございます。他方、そういうことで私たちがお預かりしましてそれを政策目的に運用させていただいておるわけでございますが、その具体的な、たとえば財政投機における基準金利の水準につきましては、その時点における民間の長期金利とのバランスをとつて設定しておるというところでございます。したがって、預託金利はその間で決められるわけでございますが、全体としての預貯金金利の水準、それから長期金利の水準、そういう両方をならみ合わせまして、バランスをとつて預託金利の水準を設定しておるというところでございます。そのときそのときの状況によつてある程度変動しておりますので、たとえばいまの時点ですと国債のクーポン金利の方が預託金利よりも高いではないかと

郵貯資金でございますから、これは資金運用部
の大宗をなしている。それだけにこれの自主運用
はまかりならぬという気持ちがあるのじゃないか
と思うんですけれども、しかし最近の資金運用部
資金の貸し付けの対象別ウェイト、こういうもの
も昔のそれに比べれば大分変わってきているよう
に思います。

たとえば地方債のうち資金運用部資金によつて
引き受けられているものが、昭和四十年代は六
〇％程度だった、五十年代に入つてからはかなり
低下をして五十五年程度では四三・八％、十数％資
金運用部資金によつて引き受けられていたウェー

自主運用をしたところで資金運用部資金にこれかゝる大きな悪影響は出るとは思われないし、多少だ、そして民間金融機関の引き受けを減らすことによつて、民間金融機関が本来、民間企業、団体に貸し出す資金が三割減る上、この三割は、思ふへ、

付ける資金余裕が生ずることの方が望ましい。むしろ地方債などという公共債はこれは資金運用部資金でふやしていくというところの方がいいのじゃないかと思うんですけれども、そういうふうな観点だとか、あるいはまた資し付けの面で見ましても、銀行等の貸し付けというのは、やはり小口

のしかも知弊のものといふことには主が罷りかねずす。冒頭申し上げたように、これは銀行の企業経営効率上の問題でして、どうしてもそういうことになっている。

民間金融機関の個人融資のシェアというのは現在でも一〇程度だ、こういうふうに聞いておられます。これは、いまの国民のニーズがそればかり

めて不十分だと思ひます。しかし、それは銀行の持つてゐる企業への貸し付けを中心にした性格、あるいはまた個人貸し付けにおける小口の事務手續が大変繁雜でコスト高になつてしまふ、余りメーリットがないというふうな事情、そういうことで貸し付けが品留に止つて個人に付してはなかなか申

し付けた巨額金庫でも個人に効してはならないが、何
びない。むしろ個人の方から言えば、最近、長期
にわたって住宅ローンの貸し付けなどを期待する

向きがあるわけですが、これは住宅金融公庫の方にその責を負ってもらおうというふうなことからして、やはり民間銀行としては余り積極的ではない、行われても大差金利が高い、こういう現状だと思うんです。したがって、私はむしろこの預金者貸付制度というものが、将来的にはや長期にわたって、あるいはまたいろんなパラエティーに富んだ貸付制度というものを花開かしていくということがむしろ公共のためにふさわしいのではないかと、そういうふうに思っております。

時間が参りましたのでこれでやめますが、いずれにしても、国の金融制度というものが、郵貯の問題も含めて、大きな変革期を迎えておりますので、私は、ぜひこの郵政省の郵貯事業もひとつ新しい時代に向かって、過去の経緯に余りとらわれないうで大転換をやってもらいたい、その前提として資金の自主運用というものをこれからも積極的に推し進めていくべきだ、そういうふうに考えるわけでございます。

最後に、いまだで申し上げたことについて郵政大臣の所見と決意をお聞きして、終わりたいと思っております。

○國務大臣(兼郵政大臣) 大蔵省重部御意見を特に拝聴いたしました、感銘を受けた次第でございます。

御指摘のとおり、現在の経済金融環境の変化、大蔵省が求められているときだと思えますし、金利選好の高まりなど、国民の金融サービスに対するニーズも高度化並びに多様化してまいっていることは御指摘のとおりでございます。そうした中で、もっぱら国民個人個人の預金、そしてまたその預金者に対する貸し付けも郵政省や民間の企業とは全く同じ預金であつても違ふわけでありまして、そういう点から見ますと、民間の企業とは全く同じ預金であつても違ふわけでありまして、国民のそうした素直な金融に対するニーズ、変化するニーズ、多様化してきたニーズに対してわれわれもその対応を考えていかなければならないときに参つていきたいと思います。

特に、資金の運用については、いま承っておりますと、どうも事務当局の考え方は大蔵と郵政とはかなり隔たりがあるようでございますけれども、直接運用については両方に理屈はあるようでありまして、これは事務的に、また私も関係の一人として将来ともに詰めていかなければならない、こう考えているところでございます。事務的に詰めますし、また私自身もこの直接運用については大蔵大臣とも不断の詰めをやつていきたい、こう考えております。

○太田淳夫君 それでは、法案のことにつきまして基本的なことだけ質問させていただきますが、ただいま同僚委員からも御質問ありましたので、多少重複する点があると思いますが、よろしくお願ひしたいと思います。

最初に、法案の中身でございますが、今回、預金者貸し付けの限度額を引き上げることになったわけですが、これが七十万から百万というところでございますが、ここには「預金者の利益の増進を図るため」とございまして、百万にしなればならなかった理由というものはどのようにお考えでしょうか。

○政府委員(兼光一郎君) ゆうゆうローンの限度額を百万円に引き上げていただきたいということと御審議いただいております理由は、一つは国民の方々が引き上げを強く要望しておられるということとございまして、私どもの調査によりまして、現行の限度額七十万円を引き上げてほしいということを希望されている方が全体の半数に達しているということがございます。

それから二番目に、ゆうゆうローンというものは日常の資金ということで貸し付けを求められるものでございまして、その利用目的からいいたしまして、当然結婚資金あるいは教育資金といったことからの御利用になるわけでございまして、現在の国民の経済生活といった面からいまして、あるいは社会経済の状況からいまして、こういった目的から見ました場合の額として百万円程度は必要なんじゃないだろうかというこ

とが推定されるわけでございます。

それから先ほども御議論ございました返済の面も当然考えなければいけないわけでございまして、貸し付けをいたしましたけれども返済ができないう場合はいわゆる法定弁済という形になりまして、そうなりますと解約をされるのと同じことになってしまふわけでございます。その意味では、無理なく御返済をいただくためには、現在のところ百万円というふうな額がまあ無理なく返済をしていただける額ではないだろうかというふうに考えます。

それからもう一つの理由といたしましては、民間におきましても同種のローンの限度額が百万円になっている、こういったことも私も百万円に引き上げたいという理由でございます。

○太田淳夫君 貯金局の調査されました利用状況を見ますと、十万未満の利用の割合が四三%というところで非常に多いわけでございまして、以下、段階的にずつとここに出ておりますが、七十万円でも八・三%という一割に近い方の利用があるわけでございますが、むしろ貸付金額が大きい方が利用者の需要も多いと考えられるんですが、その点はどういうように把握されておりますか。

○政府委員(兼光一郎君) 昨年の九月に調査を行いました預金者貸し付けの一人当たりの貸付金額、段階別に見ました場合にいま先生御指摘のようになつておまして、七十万円、要するに限度額いっぱい貸し付けをいたしております方々のものが八・三%でございます。十万円未満のものが四三%という数字もございまして、上の方、五十万円から七十万円までのところを見ますと八・三%、これはたまたま七十万円限度いっぱい利用の方と同じ比率になつておるわけでございまして、先生もお話しございましたように一割、天井のところが一割というふうなことになるわけでございまして、これは過去の経験に徴しましても、この限度額を引き上げるべき状況を示す一つの指標かというふうに私も受けとめておるわけでございます。

もちろん、このような過去の貸し付けの伸びの状況という数字から見まして、四十八年の一月一日に制度の創設をお認めいただきましてから四十九年、五十年、五十二年、五十四年と、金額にいたしまして二十万、三十万、五十万、七十万円というふうなそれぞれ引き上げをしていただいておりますが、その間、貸付件数それから貸付金額ともどもに年々増加をしてきているというのが現状でございますので、今回の引き上げを認めたただけならば、またこれまでのような御利用の増加が見込めるのではないかと、いうふうに私は考えております。

○太田淳夫君 五十五年の郵政省の調査された結果があるんですけど、これは貸付希望金額です、預金者の方々がどれだけの金額を希望されているかというおたくの方で調査されたやつですけども、これを見まして百万までという方が半数以上ですけども、あと百万五十万円までとか、あるいは二百万まで、あるいは貯金額の九〇%までという希望をされている方がかなりみえるわけですね。いま局長さんからお話がありましたけれども、確かに四十八年に創設されましたから五回目ですか、改正が行われてきたわけですが、目下、こうして見ますと、現在設定されております貸付限度額、これが現実の国民生活に即してないということが考えられるんじゃないかと思ふんです。民間の金融機関でもいま担保の九割までは貸しているというところを考えると、やはり貸付限度額を百万にするというところを取り払って担保の九割相当額を貸し付けるといふことにしても支障ないのじゃないかと思ふんです。何回となくまた法律改正ということを出されてみえますけれども、この際、もっと思い切って法改正を必要としない程度までに拡大をしておくこともいまま必要じゃないかと思ふんですが、その点どうでしょう。

○政府委員(兼光一郎君) 先生の御指摘は、現在の貸付限度額を金額ではなくて比率、現在で申しますと現在高の九〇%という比率の面だけで限定

また一面、返済期間につきましては、五十五年の四月、二年前でございますが、六カ月から一年に延長をいたしましたし、また分割の返済というふうなこともいたしているわけでございますが、いずれにしましても、利用者の皆様の利便にかなうような制度として維持をしていくべきこと

てこの返済金額がふえる方も出てくるわけですが、いまのところ、この一昨年改正いたしましたが、期間あるいは弁済回数といったものではなく、何かそう御不便はおかけすることはないのではないかと考えているのが私どもの現在の考え方でございます。

○太田淳夫君　そうすると、いま申し上げたような期間の点についてもいろいろと考えられることは、いまのところないということですね。

それからこの制度を創設した当時は、貸付原資の枠を一千億円として翌年度から郵貯資金増加額の一分をこれに加えた額を原資枠として運用を行

○政府委員(鶴光一郎君) 制度の趣旨は、小口、低利かつ短期の日常生活資金をお貸しする、こういう趣旨でございますけれども、貸付制度そのものの、いま御指摘のような側面からの改善につきましては、私ども、郵便貯金というものは当然御利用者のための、また御利用者あつての郵便貯金でございますので、そういった利用状況あるいは

も考えなければなりませんし、たとえば定率で九〇％となりますと、私どものいま要求しているのは、来年も要求をしたいと思つておりますけれども、貯金の限度額三百万円を五百万にしてほしい、も、五百万の九〇％、四百五十万になります。仮にそうなった場合に、四百五十万をさて、ボーナスは少しずつ上がってきたというけれども、果たしてこれ返済がどうなるかというようなこともございまして、非常におっしゃることはわかるのでありますけれども、これからも検討事項として検討したいと思ひますが、預金者の貸付制度の改善については、やはり今後の利用の状況だとかあるい

は利用者の要望に注意を払いながら、利用者の利便にかなったものを検討していきたい、こう考えております。

○太田淳夫君 限度額を三百万から五百万へ要求されるということですが、五百万の九〇％、四百五十万というようなことは、なかなか借りる方はないと思うんです。限度額いっぱいまで貯金できる人というのは、それは借りる必要がないんじゃないかと思うんですね。大体二百万程度ぐらいいのことがないかと思ひますが、一度よく御検討いただきたいと思ひます。

それでは、最近の郵便貯金の増加状況はどうでしょうか。また、郵貯の伸びが低調になっているということですが、この分析はどのようにされて

○政府委員(鴨光一郎君) 郵便貯金の近年の増加状況でございますが、五十三年以降、一般的な基調をいたしましては伸び悩みの状況にございます。ただ、先生御承知のように、五十五年につきましたは一時的な急増があったわけでございしますが、これを除きますと一般的に伸び悩みの状況にございます。五十六年度、先ごろ終わつたわけでございますが、これもまたその延長線上にございまして、純増加額で申し上げますと三兆一千六百六十億円、前年度実績の対比で五・一％になっております。いま申しました一時的急増のあつた五十五年度でございますので、その前年度、五十四年度と対比した数字がございまして、これで見ても七・六％ということでございます。なお、私ども純増加額に元加利息を加えた総増加額という数字も持っているわけでございますが、これで見ました場合の数字は七兆六千三百八十七億円というところで、これは前年度の実績に對しまして八・一％という状況でございます。

それからもう一つの指標をいたしまして、五十六年度、郵政省をいたしまして郵貯の増加目標額を、これはいま申しました総増加額でございますが、同時に、それは財政投融資の計画額でもあるわけでございますが、これを当初八兆九千億円と

いうふうに予定をいたしておりましたのに対して七兆六千三百億円余ということでございますので、これは目標の八六％という率になっております。

このような不振の原因ということでございますが、伸び悩みの要因をいたしましておよそ三つを考へております。

一つは、郵便貯金というのは、これは御承知のように個人の利用が大宗を占めているわけでございます。その個人の皆様の家計可処分所得というのが郵便貯金と密接に関連をしております。その過去の数字で示されているわけでございしますが、御承知のような経済の安定成長という状況がございすために、この家計可処分所得の伸び率が低下をしているというのが一つの大きな要因でございます。

それから二つ目には、住宅ローンとか進学ローン等々、各種の消費者ローンというものが年々増加をいたしております。したがって、その返済の負担というものが大きくなっているということが積極的な意味での貯蓄の増加に影響を与えているというふうに考へております。

それから三番目といたしまして、よく言われておりますが、国民の利用者の皆様の間に金利選好の高まりがある。その中で金融資産の選択が非常に多様化してきているということでございます。最近、期日指定定期とか、あるいは新型の貸付信託といった有利な商品がいろいろ開発をされている。私もこういふ新商品ということは、かねがね官民ともども、国民、利用者のためになるサービスとして可能な限り努力をしていこうというふうに申し上げていたところでございますけれども、そういった金融資産選択の多様化が進んできているということがもう一つの原因であらうかというふうに分析をいたしております。

○太田淳夫君 金利選好が強まったことが郵貯の激減を招いたというお話等々ございましたが、いま三つの理由を挙げられたわけでございますが、

そのほかにも、せんだつて当委員会でも同僚委員のいろいろな議論の中でございましたが、グリーンカードの見直し論の行方を見守るとか、あるいは脱税防止のための名寄せを実施する、そういうことも今回のこの郵貯の伸びが低調になった原因になっているんじゃないか、こういう指摘もあるわけですが、その点はどうでしょうか。

○政府委員(鴨光一郎君) グリーンカードにつきましては、一昨年の所得税法改正で五十九年の一月からこれが実施をされることと決まっております。その所得税法改正が、いわゆる利子配当等の分離課税制度というものが不公平であるということから総合課税に移行するための措置として、その一環としてグリーンカード制度なるものが、必要になつたということと私どもこれに参入をしたわけでございします。郵便局におきましては、このグリーンカード制度が実施をされます五十九年以降におきましては、郵便局へ貯金をしに來られる利用者の方々からこのカードを提示をしていただくということで本人確認をさせていただくわけでございしますが、グリーンカード制度のない現在におきましても、御承知のように郵便貯金は三百万円という限度額がございします。したがって、私どもはこれまでもいろいろな形で利用者の皆様方の本人確認といたしましてはまいってございまして、それを受けましての地方貯金局における名寄せといたすることも厳格にやっております。また、特別にグリーンカードによって本人確認をするようになることが特別の影響を与えている、あるいは与えることになるとは考へておりません。先ほど申しましたようなものもろの事情が郵貯の伸び悩みの原因であるというふうに分析をいたしている次第でございます。

○太田淳夫君 いまこのグリーンカード制度につきましては部分的に反対論もいろいろあるわけでございますが、いまのお話を聞いてみますと、もちろんこの分離課税制度を総合課税制度にするということと賛成されたのであつて、分離課税制

度がまた存続することになったら郵政省としてはこのグリーンカード制度について反対ということでございます。

○政府委員(鴨光一郎君) 私どもといたしましては、先ほど申し上げましたように、分離課税制度から総合課税制度へ移行するための措置であるというふうに受けとめているということと御答弁をさせていただきます。

○太田淳夫君 いま低調の原因の一つの中に金融機関のいろいろな新商品の開発ということが挙げられましたが、そういう新しい商品が開発されることによって定額貯金の有利性が低下したといううか、差がなくなつてきたということがやはり一つあるのじゃないかと思ひます。そうなりまして、やはりいろいろと国民が、現在の金利の動向、低下しておりますが、そういう中で、いろいろなニーズによってやはりいろいろな金利を選ばなければならぬ。新しい商品あるいは自分に適したものは何かということではいろいろ選択されるわけですが、先ほど申し上げたように郵貯の伸び悩みの原因として、国民のそういったニーズに應じたような短期的なものあるいは中期的なもの、そういった貯蓄のサービスということも必要じゃないかと思ひますが、その点の見解はどうでしょうか。

○政府委員(鴨光一郎君) 基本的に、私どもできる限り経営状況等を勘案しながら、利用者の皆様の御期待に沿うサービスなり商品なりを提供していかねばいけないと常々考へていらっしゃるわけでございますが、特に最近、利用者の方々が収益性それから流動性、これを兼ね備えた貯蓄商品に強く選好されるという傾向にあるというふうに私ども考へております。その中に郵便貯金一般の中で特に定額貯金が浮かび上がっておりますが、従来からも、対比されます民間の定期預金との比較において定額貯金が全般的に有利ということではございません。期間の短い場合には民間の定期預金、長くなりました場合には定額貯金、こういう

ふうないわば一長一短と申しますか状況があつたわけでございます。

先ほどもお答えいたしました期日指定とか「ビッグ」「ワイド」といったものにつきましても、こういう席で問題点というふうな言い方を申し上げるのはどうかと思いますが、一つの要件を申し上げまして申し上げますが、期日指定定期につきましては一月前の通知というふうなことが払い戻しの際に必要であるとか、あるいは「ビッグ」と言われます信託関係の商品につきましても、確かに高利回りという点がございますけれども、反面、金利そのものが変動制であるというふうなこと、それから「ワイド」というのは利付金融債につけられております愛称でございますが、取り扱ひの店舗が限定されておるとか、いわばそれぞの業種あるいはそれぞれの商品によりまして多様なお客様のニーズにそれぞれの状況に応じて対応できるというふうな仕組みになっておると思ひます。

もちろん、給じまして、冒頭申し上げましたようにいろいろな形でニーズに対応していくということが必要でございますが、郵便貯金におきましても、当然国民の皆様にとつて魅力のある商品なりサービスなりを提供しなければいけないと思ひております。具体的に申し上げまして、現在のところでは四月の一日から定期貯金の利子の支払い方法を工夫いたしました愛育貯金というものを発売をいたしております。また、この六月からは自動払い込みサービスといったものを提供したい。これは民間ですと十年前から行われておるものでございまして、私どもも遅まきながらこういったオンラインサービス、自動払い込みは一つの例でございますけれども、オンラインに乗せ得るものもサービスの提供を通じてお客様のニーズにこたえたいというふうな考へておるものでございまして。

○太田淳夫君 先ほど大臣は、預入限度額三百万円を五百万円にということをお話ありましたが、私ども考へてみますと、四十八年の十二月に百五

十万円から三百万円に引き上げられて、約八年間以上にわたりまして据え置かれておるわけですが、これも、この間に消費者物価というのは約二倍まで上昇しておりますし、やはり現在の国民の経済生活に对应していけなくなつておるのじゃないかと思ひますし、大臣のお考え、私どもも賛成でございますけれども、現在ネックとなつておる問題点や、あるいは今後の方針についてお聞かせ願ひたいと思ひます。

○政府委員(橋本一郎君) 預入限度額の引き上げの問題でございますが、現在三百万円になつております。これを五十七年度の予算要求の際にも五百万円に引き上げたいということで要求をいたしたわけでございますが、郵便貯金は、税法上限度額の範囲内での郵便貯金という前提でございますが、非課税ということになつております。したがつて、この限度額を引き上げますと、そう大きな額ではないと思ひておられますけれども、引き上げた分に關連します利子に対する課税分がいわば減るということになつてまいります。つまり、そういった税制にかかわるということでございます。現下の厳しい財政事情のもとからそのようない形での、額としてはそう大きなものと思ひておられますけれども、いざにしてみてもこの厳しい財政事情のもとで税制にかかわることからいへば、実現に至らなかつたものでございまして。

○太田淳夫君 いま住宅積立貯金及び進学積立貯金について実施されておるわけですが、その概要あるいは最近の利用状況、これについて説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(橋本一郎君) 御質問の住宅積立貯金制度でございますが、これは国民の住宅取得のための資金需要にこたへるために住宅積立貯金、これは郵便貯金の積み立てでございますが、三年、四年あるいは五年の間ににおおむね五十万円を積み立てていただいた預金者に対して、郵政大臣が住宅金融公庫等に融資のあつせんを申し上げるという制度でございます。その場合、住宅取得を目的として計画的に積み立てをなさつた預金者の

方々に確実に必要な資金の貸し付けをして差し上げる、そのあつせんをするということでございまして。この貯金を行った預金者の方は、一般の公庫貸し付けに割増しをいたしまして最高で現在では百七十五万円の貸し付けを受けることができるようになっております。

それから進学積み立てについてもたしか御質問があつたと思ひますが、進学積み立ての制度の方は、高校、大学等への進学に伴う家計の一時的な負担を軽減するということのために、これは一年ないし三年の間でございまして、最高五十四万円を限度として預金者に積み立てをしていただく。このような預金者の方に郵政大臣が、これは国民金融公庫等でございまして、融資のあつせんを行うものでございまして、その場合は、いま申しました最高五十四万円以内の積立金額と同額の範囲の貸し付けを行うというシステムになつております。したがつて、入学等に必要となる資金はこの積み立てられたお金と貸付額とで積立金額のいわば二倍の資金を活用できるという仕組みになつております。

○太田淳夫君 そちらからもちつた資料によりますけれども、利用状況が多少落ちてきているのじやないかという感じがするわけですが、これは貯金の預け先と貸付主体が分離していることから、またサービスの内容が国民の要望に十分こたへていないということから利用がだんだんと低下しているのじやないかと思ひますが、やはりこういう制度があるのですから、もっと内容を充実してもつと利用しやすいような方策を考へるべきじやないかと思ひますが、その点どうですか。

○政府委員(橋本一郎君) 御指摘のように、住宅積み立ての利用状況につきましては、新規の預入件数が昭和五十五年は対前年比九七%、五十六年度、これは二月末現在の数字でございまして、対前年の同期比で六三%というふうなことになるております。進学積み立ての方は、新規預入件数は昭和五十六年度で七万四千件、対前年比一一六%、五十六

年度は二月末現在で六万九千件、同じく前年同期比一四%というふうな状況でございますが、できるだけ国民の皆様へのニーズにこたへてという御指摘の点につきましては、住宅金融公庫の住宅積立貯金の預金者に対する貸し付けにつきまして、これは現在、住宅金融公庫法改正案が別途国会に提出されておると、ことしの十月からでございまして、新たに既存の住宅、中古マンションの購入資金、それから大型住宅の建設資金や購入資金を貸し付けの対象にする、住宅積立貯金の預金者に対する貸付対象というところで、御希望の諸様の住宅の取得がしやすいような改善が案の中で予定されております。また、貸し付けの金利につきましても、従来これが割り増しという形で、一般貸し付けの分に割り増しして貸し付けられる形になつていたわけでございますが、従来の利子のつけ方が、貸付利子でございまして、住宅積み立てをやつておられた方が割り増し貸し付けをされる場合に、一般貸し付けの分と合わせて総体に加算平均というところで一律六%という貸し付けの利率が適用になつております。それを今回改めまして、一般貸し付けに当たる額につきましては住宅金融公庫で通常貸し付けをお受けになる場合と同じ金利が適用になる、そして割り増し貸し付けの分につきましては財政金利を適用するというところで、これまでの加重平均でございまして、場合によつてこの加重平均で一律にしてはいる数字が、今回改正される結果出てまいります利子の総額との間で不均衡になつておるというケースがございまして、これが改善をされるということに相なるわけでございます。

それから進学積立貯金の預金者につきましても、これまでにも、これは五十四年の手当てでございまして、貸付対象の拡大をいたしました。それからこれは四月からでございまして、積み立てをしやすくして、また貸付金をできるだけ多く借りられるようにするためのボーナス時等の積み増し預入というふうな取り扱ひを設けるといつ

た改善を行ってきております。もちろん、今後とも引き続き制度の改善には努めてまいりたいと考えている次第でございます。

○太田淳夫君 先ほど公共料金等の自動振り込みの実施が六月ということでしたが、郵便局でもいろいろこの点については指摘をされているわけですが、一部に報道されておりましたけれども、郵便局を利用される投資家がその郵便局の総合口座などを利用して自動的に引き落とす形で証券会社に積立金を入金できる制度を郵政省としては認める方針のようですが、こうなりますと、やはり投資家にとって非常に便利だと思ふんですが、その点は研究を進められておるわけですね。

○政府委員(鴨光一郎君) ただいま先生お話しの方は、恐らく昨日でございましたかの日経の新聞記事のことかと思ひます。私もその記事が出ましたことは承知をいたしておりますが、これは本来的な自動払い込み制度にかかわるものでございまして、自動払い込みそのものにつきましては、郵政省としてこの六月一日から、先ほどもちよつと触れましたように、実施をしようということとで、具体的には東京、大阪、愛知などの二十四の都府県で取り扱いを開始することにいたしております。

この自動払い込みの対象でございますが、電力、ガス、水道、電話料金、NHKの料金といった公共料金を初めとした各種の料金あるいは手数料といったものを取り扱いの対象にいたしております。条件として、定期的に継続して利用されるもので一回の払い込みが百円以上という条件で利用されるということであればこの自動払い込みの制度を利用していただける、こういうことでございます。

したがいまして、あの記事では証券会社と提携してというふうな表現になっていたわけですが、これは通常言われます提携と申しますのは、いわば両者の意思が合致して手を結ぶ、こういうことになるわけでございますけれども、この自動

払い込みの御利用者という立場で考えましたときには、われわれから見まして、先ほど申し上げましたような一定の条件、たとえば定期的に継続していただくというふうな条件、あるいは一度に百円以上というふうな条件、あるいは一度に百円以上というふうな条件に合致しているかどうかということが利用していただく場合の判断基準ということになっておまして、この基準に合致したといたしますと、利用される結果として相手証券会社の場合でもそのような利用が可能になるのか、自動払い込みの条件に合致した場合の結果というふうなわれわれ考えているわけでございます。

○太田淳夫君 先日、これは四月の九日ですが、衆議院の大蔵委員会で大蔵大臣は、五十九年度の一月のグリーンカード制度実施の際に高齢者預金利子を非課税扱いにするいわゆるシルバー預金の創設を打ち出してみえるわけですが、具体的にはまだあれでございましたが、そういった考え方を述べられておりますけれども、わが国はやはり急激な高齢化社会を迎えておりますし、こういった三百万の枠では現実に即していないと思ふんです。したがいまして、そうした高齢化した人たちの福祉を考へる場合に、年金では限界がありますので、また活力ある社会をつくるためには、このシルバー預金ですか、その考え方が必要じゃないかと思ふんですが、郵政省としてはどのようにお考えでしょうか。

○政府委員(鴨光一郎君) 大蔵大臣が先日の委員会で御答弁になったこと、私も承知をいたしておりますが、どの程度大蔵省の方で詰められたものかにつきましてはまだ必ずしも明確に受けとめておるものではございません。ただ、シルバー預金というふうな意味合いにおきましては、私どもかねて要望いたしておりましたものとかなり共通点もあるように理解をいたしております。

御指摘の、郵政省の方の考え方ということでございますが、私も基本的に、日本の社会が高齢化の傾向を高めているという中におきまして、老後の経済生活の安定と充実ということが非常に重

要な、しかも差し迫った国民的な課題であるというふうな考えをしております。そういうことから、高年齢の方々を努力をして蓄えられた預貯金に貯蓄上特別の優遇を加えるようにしたらどうかというふうなことで、私どもの構想をいたしましては、五十五歳以上の世帯主の郵便貯金につきまして、一般の預入限度額三百万円とは別枠で一千万円の枠を設けてこれを非課税で預入できるようにする、私どもこれをシルバー預金というふうな愛称をつけているわけでございますが、それを五十七年度の予算要求にも出したわけでございます。これもまた、いわゆる本体の方の三百万円から五百万円への引き上げが税制に関するものであると同じ意味合いにおきまして、税制との絡みで現下の財政事情等から実現を見るに至らなかったわけ

でございますが、郵便貯金そのものが国民の経済生活の安定向上あるいは健全な資産形成に寄与するという趣旨からいたしまして、特に高齢者の方々のための、いま申しましたシルバー預金につきましては、ぜひ早期に実現をしたいということで努力を傾けていくつもりでございます。

○太田淳夫君 大いに努力をしていただきたいと思ひますし、大臣、どうでしょう。今度、五十八年度予算のいろいろな問題もありますが、大蔵省とその点、大蔵大臣も発言されておりますので、この点の実現について努力していただきたいと思ふんですが、どうでしょうか。

○国務大臣(箕輪登君) ただいま鴨局長からお答えしたとおりでありまして、五十七年度でぜひ実現したいと考えて交際しておりましたけれども、残念ながら現下の厳しい財政状況、しかも税制に関する問題でございまして、これが聞き届けいただけなかったものであります。五十八年度を目指して、せつかく大蔵大臣もそういう気持ちになつてきたようでありまして、ぜひこれを実現していきたい、こう考えております。

○太田淳夫君 そろそろ時間も迫りましたし、先ほど同僚の委員から郵貯の自主運用の問題についていろいろとございました。私も、大蔵省の

皆さん方いろいろと郵政省とは対立した考え方を持っておみえになること、前の委員会でもいろいろと論議があった点でございますが、やはりこの自主運用につきまして、やはり国民の金融資産を充実していくことが国民福祉の充実の上で重要であるという立場から考えますと、大蔵省の立場というのは個人金融の充実をやはり無視しているのじゃないかと思ふんですが、その点どうでしょう。

○説明員(安原正君) 個人金融についての考え方でございますが、私どもいたしましては、郵便貯金を初めとして各種の国の資金を資金運用部の方に統合いたしまして、これを政策的な見地に立ちまして、いろいろな公共目的に即するように運用を図っておるわけでございます。それを毎年、財政投融資計画という形で御審議をいただきまして、その計画に即して運用をさせていただいてるわけでございますが、財政投融資計画をございいたしますと御理解いただけると思ふわけでございいたしますが、私ども使途別分類というのを公表いたしておりますが、その中でやはり一番大きなシェアを占めておるのは住宅対策でございます。住宅金融公庫、住宅公団、年金福祉事業団等を初めとして各個人の住宅関係の金融あるいは住宅建設そのものを進めている機関があるわけでございます。これらの財政機関を通じて、個人の方が住宅建設をされる、その場合の政策的な金融を補充的に行わさせていただいておるといふのが大きな事業でございます。それからあと、これは個人と申しますか、あるいは企業と申しますか、重複するわけでございますが、やはり国民金融公庫を通じて比較的小規模の企業に対して必要な運転資金あるいは設備投資資金というものを供給いたしております。もう少し大きな企業の場合には中小公庫による資金供給もあるわけでございます。こういった中小企業金融も財政計画の中で大きなシェアを占めておるといふこととでございます。そういうことで、個人金融につ

きまして財政投融資として対応し得るものにつ

いてはできるだけ努力をしておるということでございますので、御理解賜りたいと思います。

○太田淳夫君 大蔵省のお考えについては、マクロ的な面から私は否定するものじゃないんですけれども、やはり何と云っても個人無視の金融政策や、あるいは銀行の産業向け融資一辺倒、このやり方は変わらないと思うんです。ですから、郵貯がその部分についての役割を担っていく以外にないのじゃないかと思うんです。

そこで、先ほども局長の方からお話がありましたけれども、資金運用部資金の一部が国債引き受けに回るのでございますし、その資金運用部の国債引き受けは郵貯の自主運用に結びつけてやっぱり考えるべきじゃないかと思うんです。この郵貯の自主運用の利点というのは、やはり国債発行に歯どめがかかるという点もあろうかと思うんです。現在、資金運用部の国債引き受けというのは、国債発行する局も引き受ける局も同じ局の資金第一課と国債課の取引でやっているわけですから、極論すれば歯どめがないのじゃないかと思うんです。しかし、郵貯の自主運用というのは、この郵貯資金の運用を通しての国債引き受けですからより市中消化に近いものになるのじゃないかと思うんですが、その点いかがお考えですか。

○説明員(安原正君) 先ほど来申し上げておりますように、郵便貯金につきましては他の資金と合わせましてこれを一元的に統合管理するというところで資金運用部資金というものを形成いたしておりまして、それを中心といたしましてそのときどきの政策的な要請にこたえるべく運用を行っておりますわけでございます。こういう統合運用の仕組みというものが国の財政制度の基本に組み込まれておりますので、これを一部とはいえず変更するということとは財政制度の基本にかかわる問題でございまして、とり得ないというぐあいに考えております。

国債引き受けにつきましては、私ども資金運用部資金で最近ではかなりの引き受けをやっておりますわけでございますが、資金運用部による引き受け

につきましては基本的な考え方について若干説明をさせていただきます。御承知のとおり、国債につきましては、現在の状況ではできるだけこれを圧縮していかなければならないということはそのとおりでございまして、財政政策の高い見地からできるだけ財政規律を強めていくということで、消化の状況等も十分勘案しまして、国債をできるだけ減額していくというところが最重要課題として取り上げられて、予算編成の過程で努力が行われておるわけでござい

ます。そういうことで、どうしてもこれだけは発行しなければならぬという国債が決まりました場合に、その消化につきましては市中消化を原則といたしておるわけでございまして。ただ、現在の金融情勢、それから国債発行の必要性ということから、資金運用部としてある程度補完して国債の引き受けを行うことにより全体としての円滑な消化を図っていかねばならない、こういうことで資金運用部としても引き受けを行っておるわけでござい

ます。その場合には、引き受けの条件というのは市中消化と同一条件ということでやっておりますので、現在のような国債引き受けにつきましては特に問題はないと考えております。それで、その場合、特に重要なのは、どの程度の国債引き受けをするかにつきましては、全体の資金運用部資金の原資の状況とか、あるいは国債の市中消化の状況とか、それから財政投融資の各機関の資金需要というものを十分見きわめまして、全体としてバランスのとれた形で国債引き受けと財投計画ということに配分をやっておるわけでございまして、いまの仕組みが適当であるというぐあいに考えております。

○太田淳夫君 国の財政の基本にかかわる問題だということでございますけれども、やはり郵政事業そのものも、郵貯事業そのものも、その当時とは大きくさま変わりをしてきている現状でござい

ますし、いろいろと大蔵省としてはそれぞれの立場もあろうかと思えますけれども、民間でもいろいろと研究機関がありまして、そういうところの意見としまして、むしろ郵貯の自主運用によつて責任体制がより明確化されてくる利点があるんじゃないか、あるいは経営意識の一層の高揚が図られるんじゃないか、そういうことも勘案していくと国債等の公社債の引き受け程度の自主運用はむしろささるべきじゃないか、こういう意見も出ておるわけですね。それがやはり一つの大きな経済情勢、社会情勢の流れの中にあるんじゃないかと思

いますし、その点も柔軟な考え方を大蔵省としてもその時代が来るとは思いますが、局長、いかがですか。

○政府委員(鴨光一郎君) 自主運用につきましては、私ども資金を集めた機関という立場からみずから運用するということがあつた意味では本来の姿であらうというふうにご覧になっております。また同時に、いま先生が御指摘ございまして、学者の先生方からも郵政省が直接運用することによつて経営責任が明確になるという御指摘もござい

ますし、郵政省といたしましては、そのように考えているところでござい

ます。もちろ

を図りながらやっていくつもりでございまして、その点の懸念もなかるうか。私ども、先ほどから申し上げておりますように、国民の皆様から、しかも全国津々浦々でお預かりをされているところからいたしまして、国債をお引き受けする、あるいは地方へ還元をする、それを直接われわれ貯蓄される方々の御事情あるいはお気持ちといったものも肌で感知をされているつもりでござい

ます。決して財政問題にそごを来すこともなく、またわれわれ責任を持って運営もしていけるというふうに確信をいたしております。長年の念願でもござい

ますので、今後ともこの実現に努力をしまいたいというふうにご覧になっております。

○国務大臣(箕輪聖君) いま大蔵、郵政の事務方の話を聞いてお

りますけれども、私といたしましては、関係の向きと十分話し合つて、その実現にこれからの努力をしまいたいと思

つております。

○太田淳夫君 終わります。

○委員長(勝又武一君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時三十分

に再開することとし、休憩いたします。

午後一時三十分休憩

午後一時三十分開会

○委員長(勝又武一君) ただいまから通信委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、郵便貯金法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○山中都子君 今回の法律改正に直接関連いたしましてお伺いをしたいと思つておりましたのは、貸付金総額の制限額の引き上げの問題でござい

ますけれども、先ほど太田委員長からも詳しいお話がございまして郵政省の見解もお伺いいたしましたが、この点について一ただけお尋ねをしておきたいと思つてお

それは、預金者の希望やそうした動向もよく把握をしているというお話でございましたし、こうしたものにこたえるためにも努力はするという御返事だと承りましたので、ひとつ、ぜひ具体的に、来年度何らかの貸付限度額の引き上げに対する計画という検討をされる用意がどうかどうか、そこだけちょっとお尋ねをしておきたいと思っております。

○政府委員(鴨光一郎君) いろいろな意味で利用者の皆様方の御要望におこたえすべく、各種の検討はいたすつもりでお答えをいたしておりますわけでございますが、来年度どうするかという点につきましても、ただいま当面、現在の七十万円を百万円に引き上げていただく点についての御審議をお願いしているところでございますので、これから先の課題ということで考えさせていただきますと存じております。

○山中都子君 強い国民の希望でもございますし、具体的な御検討が進められることを私からも期待もして、要望もしておきたいと思っております。

次に、ひとつ貯金にかかわる犯罪に関連いたしました、それに対する対策とか、どうしたことが原因になっているのかということについてお尋ねをいたしたいと思っております。

これは五十六年の三月に発覚をした横浜地方貯金局の職員による三千四百万円に上る現金詐取事件なんですけれども、簡単に事件の概要を初めにお教えいただきたい。

○説明員(水岡茂治君) 先生御指摘の事件は、元横浜地方貯金局の第五貯金課第二原簿係の職員でありました神代ヒデ子が、昭和五十四年七月十二日から昭和五十六年三月十八日までの間に三千四百五十四万円余りの定期郵便貯金を詐取したものでございまして、まことに遺憾に存じているところでございます。

この犯罪は、すでに払い済みとなって別に保管されております他人名義の定期郵便貯金預入申込書に記載されている払い済みという表示を抹消しまして未払いのようにしておき、さらに住所氏

名を自分の妹の名義に偽造した上、メモをしておきまして、後日、近隣の郵便局に向き、このメモをしておいた記号番号の貯金証書を焼失したという旨申し出まして再交付請求を行い、地方貯金局から新たに貯金証書を入手して、再び郵便局の窓口に向いて払い戻す等の方法によって詐取したものでございます。

なお、犯行の動機でございますが、職場の同僚と親密な関係になり、その者との旅行や競馬等の遊興費に窮したものであり、神代ヒデ子はすでに懲役一年六カ月の実刑判決が横浜地方裁判所で言い渡され、現在服役中のものでございます。

○山中都子君 そうしますと、どういふ点が業務上の――実際に業務が行われているその盲点みたいなものがあつたわけですね。それが利用されたわけなんですけれども、どういふ点がその犯罪に利用されたのか、郵政省としてどの点を反省されてどのような対策をこの事件に照らしてされたのか、あわせてお伺いをいたします。

○政府委員(鴨光一郎君) 犯罪の発生につきましては、私からも大変申しわけなく思っておりますが、心からおわびを皆様方に申し上げる次第でございます。

このような犯罪を発生させた原因ということでございますが、私も当然、発生をいたしましてからいろいろな面からの検討を行ったところでございますが、まず一言言えますのは、地方貯金局での犯罪でございますが、これは御承知かと思いますが、郵便局のように直接窓口で現金の取り扱いをするというふうなことがございせん。

そういうことで管理者の間でもこういうところで犯罪が発生することはよもやあるまいというふうな気持ちがあるという面も否定できないと思っております。

それからもう少し具体的な点で申し上げますと、当時、預金金利の引き上げに伴います預けかえによる事務繁忙という事実がございました。そのことの関連で現在高通算といわれます措置が遅延をしていたという点がございまして、それからまた、払い済みの表示方法を赤のフルトペンで線

引きをするというふうなことで簡素化をした、こういったことが犯行をやりやすくしたのではないかとこのように考えている次第でございます。

○山中都子君 その現在高通算ですね、これが先ほどの事件の概要の御説明の中でも五十四年の七月から五十六年三月までというお話でしたので、一年七カ月に多分わたると思うんですけれども、この間、現在高通算が行われていなかったということになると思っております。行われていなかったのかどうか、この現在高通算はどういう基準で行うことになっているのかどうか、その辺あわせてお尋ねをいたします。

○政府委員(鴨光一郎君) 私ども定期貯金の現在高通算というのをやっておるのでございますけれども、これはいま御案内のようにオンライン化というものが進行いたしております。そのオンライン化が行われますと必要でなくなるわけでございますが、そのオンライン化してないいわゆる手作業処理に関連をいたします定期貯金については預入後十年間預け入れができることになっておりますが、同時に、据え置き期間の六カ月を過ぎますとお客様の御都合によって払い戻しは随時行われる、こういう仕組みでございます。

これらの預入金額それから払い戻し金額の記録でございますが、これは所定の帳簿を作成いたしまして行うわけですが、これを府県別に経理をいたしております。いまのいわゆる現在高通算と申しておりますのは、所定の時期に、この帳簿面の計数とそれから実際の預入申込書の計数というものをそれぞれ計算をいたしまして、相互にその帳簿面のもので実際に査算をいたしました申込書の計数とが合うかどうかを確認する作業でございます。

横浜地方貯金局におきましては、五十三年の八月からオンライン処理が開始されたわけでございますが、これに伴います通帳の切りかえ作業、それから事務取扱方法の変更等が行われましたほか、利率引き上げに伴う預けかえといったことで

事務がふくそういたしておりましたので、そのために五十四年六月から五十六年にかけてまして事務処理がおくれたという事実がございまして。

○山中都子君 その間にいわゆる現在高通算が行われていなかったわけですね。私は、その実情はいまおっしゃっていらっしゃるだけども、今後の問題として、金利変動の場合に預けかえという事態は起こるわけですね。ですから、何か基準みたいなものがあるんでしょう、何か月に一回はやらなきゃいかぬとか。それが一年七カ月にわたってやられていなかったというところにやっぱりちゃんとした反省点を置かなければまた出てくるという可能性はあるわけで、そこをはっきりさせてほしいと一つは思っております。

○政府委員(鴨光一郎君) 金利改定と申しますものは、当然御指摘のようにこれからはあり得ることでございます。金利の上げあるいは金利の下げという形でございまして、この金利改定等の際の事務処理につきましては、地方貯金局、あるいは横浜の場合でございますと現在貯金事務センターというところになっておりますが、それらの局所におきます今後のオンライン計画の進捗によりまして、金利改定の際の事務処理自体大幅に効率化されるという側面があることをこの際ちょっとつけ加えて申し上げたいわけでございまして、何にしましても、正規取り扱ひの徹底を図るということでは当然でございます。

それから申し落としました、先ほどの現在高通算は規定によりまして年一回ということになっておるわけでございまして、この辺を含めましての正規取り扱ひの徹底を図るよう指導していくことはもちろんでございます。同時に、各地方貯金局の正規取り扱ひの助行、あるいは防犯措置等について会議等を通じて徹底を図ることが必要でございまして、同時に、やはり犯罪と申しますものはどうしても職員個々の自覚によって防がなければならないという問題がもう一つございまして、私も、そういう点につきましては、こういう起こりました事件につきましては大変おわびしな

ければいけないわけですが、これからの問題といたしましては、職員の防犯意識、認識の確立ということを含めましていろいろな形で正規取り扱ひの徹底、周知を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

○山中都子君 一年に一回やることになっているのが一年七カ月にわたってやられていなかったというところが一つあるんですけれども、一年に一回で果たして適切なかどうかは議論のあるところだと思います。ただ、それがもっと短いサイクルで行われるようになって、それが実際に現実に現われていけば未然にも防げるし、早期にも発見できるということも十分考えられることだと思います。

それで、この問題の、いま局長おっしゃった実際の申込書と帳簿面との照合、実際、現在高通算というんですか、この作業を、私、大阪の地方貯金局や京都の地方貯金局の話を聞きますと、大量にアルバイトを動員してやっている実態があるというふうに伺うんですけれども、それで昨日もちょっと郵政省の方にその辺の事情をお調べいただくようお願いをしておきましたんですが、大阪地方貯金局の場合で結構ですけれども、第一貯金課から第七貯金課までたしかあると思いますが、その現在員と、そこでアルバイトがどのぐらいやっているのか。特に繁忙をきわめたと言われている一昨年の夏の時期は相当程度に入っているというふうに聞いていますので、そういう人たちがこの大事な現在高通算の仕事をやっているというふうに伺っているんですが、その辺は状況どうですか。

○政府委員(鴨光一郎君) 大阪貯金局の場合といたしましては、御質問ございましたけれども、大阪貯金局の中の貯金課関係の現在員は四百名でござい

ます。この定額貯金の預けかえに伴います繁忙に伴う非常勤の職員の雇用でございまして、大阪の場合、延べ人員にいたしまして約三万五千名ということになっております。これは五十五年の四月から十

月までの間における非常勤職員の雇用の状況でござい

ます。私も、要員の配置に当たりましては、当然、事務量の動向に即しまして適切な配置を行うよう常に配慮をしているところでございますが、一時的に事務量が増加いたしました場合には、本務者の時間内及び時間外の勤務によりましては、本務者の時間内及び時間外の勤務によりましては、御指摘の非常勤職員の雇用によって対処をしているわけでございまして、この非常勤職員に受け持たせまします仕事と申しますのは、当然のこと本務者の補助的な仕事といったことにウエイトを置いてやらせているというのが実態でござい

ます。○山中都子君 きのお尋ねしたのは、私が聞いているのは、たとえば一つの課で一昨年の夏の繁忙をきわめたという時期に三百五十人のアルバイトが入っていたというふうに伺ったんですね。いま伺えば、貯金課全体で四百名の本務者である。そうしますと、一つの課がどのぐらいなのかというところは、課によつて多少の違いはあるんじゃないでしょうか。百人ははいかないですね。せいぜい五、六十人から七、八十人。そこに三百五十人のアルバイトが入っていたというふうに伺ったものから、そういうことが実際あるのか。そして、その人たちが繁忙をきわめたときのいわゆる現在高通算の仕事に当たっていたという話を伺っていましたので、その辺、実際そういうことがあったのか。そして、現実にとしる三月でも六十人から八十人のアルバイトが入っている。そういう人たちがによる現在高通算の仕事が現に行われているというふうなお話も伺っているの、それをちよっ

とお尋ねをしたわけですから、お答えの中でははつきりした御調査がいてないようです。それで、それはまた追つて実際の調査をいたしたい上で教えていただくことにいたします。

いずれにいたしまして、この三千四百万の取の問題で明らかにするよう、そうした現状の仕事のあり方の中から、実際の国民の大事な貯金を保全するという部分がアルバイトの方たちによ

つて行われているということがあるとすれば、それはいかげなものかというふうに思っておりますので、その点についての郵政省としての対応をやつていただく必要があるのではないかと、こういうふうに考えているわけで、一応、今後の改善の方向として御認識を伺っておきたいと思ひます。

○政府委員(鴨光一郎君) お答えいたします。前に、先ほど五十五年の四月から十月というふう

に申し上げましたが、訂正をさせていただきますのは、大阪の場合十二月まででございます。大変申しわけございません。

それで、貯金課の現在員約四百名でございまして、その中で、先ほど申し上げましたように、非常勤を当時、いま申し上げました期間、約八カ月でございまして、その間に三万五千名ほど雇用をいたしておるわけでございまして、この間で三万五千名を採用いたしましたわけでございまして、先ほど申し上げましたように、非常勤につきましては、当然本務者がやるにふさわしい仕事は本務者がやるという前提で、一時的な事務量増加をいたしました場合にはそれに對します補助的な仕事をやらせる。したがしまして、先ほどの格差という問題につきまして、実際の帳簿面とそれから証拠書で当たりまして、数と具体的な突き合わせというものは本務者がチェックを行っているということでございます。

これから先の問題といたしましては、先ほど申し上げましたように、こういうことが起こらないように今後とも十分配慮をして、正規な取り扱ひの励行あるいは防犯意識の高揚に努めたいというふうに考えております。

○山中都子君 私が伺っているのは、四百名の本務者がいたそのときに、一昨年の夏の繁忙のときにアルバイトは何人いたのかということ、最初から何回も伺っているんですけれども、それは何カ月で何万とおっしゃるけれども、それじゃその期間は何人いたんですか。毎月同じ人数いたわけじゃないでしょう。そのときによつて違うわけでしょう。忙しいときはたくさん入れるわけではし

う。そのことを伺っている。だめよ、ちゃんと答えてくれな。それはまた後で教えてくださいな。四百人のところに、そして何百人いたのか、アルバイトが。そういうような仕事の状況であつたのか、それを伺っている。きのうもそのことはお尋ねしてあるんですから、ちゃんと聞いて、調べることはちゃんと調べてくださいな。それはいいですね。

○政府委員(鴨光一郎君) ただいまの点で一番繁忙なとき、先ほど申し上げました五十五年の四月から十二月までの間、延べで三万五千名の雇用をいたしました中で、最繁忙時の雇用人員を申し上げますと、大阪貯金局の場合、約四百人でござい

ます。○山中都子君 本務者と同じ数だけのアルバイトでもって仕事をしていたという仕事の事情があるということでしょう。わかっているなら最初からちゃんと答えてくださいな。

それで、次の問題ですけれども、郵便料金の引き上げが、私がこの通信委員会ではいろいろお尋ねをするようになってから二回ありました。二回目は法定制緩和の問題もついていて、かなり長時間いろいろほかの皆さんと一緒に議論したわけですが、その中で一つの問題意識として私が持っておりますことは、会計制度が事業別に明確にされていないことによつてさまざまな問題が起るということ、これを郵便特会の面から幾つか問題にもし、明らかにしてほしいということ、お尋ねもしてきて、明らかにした部分がないわけじゃないけれども、かなりやはり基本的な問題が残るという状態でありました。今度は、この貯金の問題に因連して、そういう貯金の側からその点について若干解明をしていただきたいというふうに思ひまして、余り時間がないのですけれども、お尋ねをしておきたいと思ひます。

郵便特会の損益計算書を五十七年度予算で見ますと、郵政事業会計へ繰入五千九百九十一億円とあつて、そのうちの事務取扱費繰入五千四百億、そのほか八十六億が営業費繰入というふうになつ

ていまずけれども、この点は郵政特会ではどこに受け入れられているのかをまずちよつと教えてください。

○政府委員（奥山雄材君） お答え申し上げます。

先生御承知のとおり、郵政事業につきましては、郵政事業特別会計を通じて郵便並びに郵便貯金、さらには簡易保険といった三事業を効率的に運営するために一つの会計で処理することにしたしております。

そこで、先生お尋ねの郵便貯金から郵政特会への繰り入れ関係でございますが、郵便貯金特別会計法第四条の規定に基づきまして、「郵便貯金の事業の業務の取扱に關する諸費及び同事業の業務に必要な管繕費は、郵政事業特別会計の歳出として支出するものとし、これに要する財源は」 「予算の定めるところによりこの会計から郵政事業特別会計へ繰り入れる金額をもつて充てるものとする。」という規定がございます。先ほど先生が御指摘になりました郵政事業特別会計へ繰り入れる額五千百九十一億円のうち事務費の繰り入れが五千百五億円でございまして、設備負担金八十六億円につきましては受け皿といたしましては郵政事業特別会計のいわゆる建設費の財源といたしまして受け入れることにしております。具体的に申し上げますと、郵政事業特別会計の建設勘定の中の財源といたしまして減価償却費三百九十三億円、借入金五百十四億円並びに設備負担金として百九十五億円が計上されております。その中の八十六億円が郵便貯金会計の分担分でございます。

○山中郁子君　そうしますと、資本勘定の他会計より繰り入れされているというものの中の八十六億が貯金からだというお話だと思うんですけれども、そうしますと、そのあとは、その他会計からというのの残りはこれは簡保だというふうになるわけですか。ちよつとそれだけ確認さしてくださ

○政府委員（奥山雄材君）　まず、建設勘定の財源内訳として繰り入れられました、さらにこれが資産勘定を通してバランスシートに資産として計上

される経過をとることになります。先生御指摘のように、資本勘定のうちの建設費財源としての設備負担金百九十五億円のうち郵便会計分が八十六億円でございまして、残りが簡保会計でございます。

○山中郁子君　つまり、ここはまたその繰り入れのところが貯金と保険がはっきり分かれてないわけだからいけないわけね。出す方は八十六億で貯金から営繕費で出すというふうになっているけれども、受け入れる方は簡保と一緒にいるというところが一つあるんです。

それから事務取扱費としての繰り入れしている部分の対応する支出はどうなっているのかということをお尋ねしたいんですが、余り時間がないのので、きのうちちょっと説明を伺ったところによると、為替貯金費として四千二百七十六億円というふうになっているそうですけれども、これの為替振替分と貯金ですね、その分の内訳というか区分、これを教えていただきたい。

○政府委員(奥山雄材君)　まず、前段の郵政特会への受け皿の方では簡保会計からの繰り入れ分と郵貯特会からの繰り入れ分が一つになって明確に区分されていないではないかということでございますが、これは先生御承知のとおり、郵貯特会と簡保特会とは最終的に郵政特会にリンクされました。郵政特会として一本で支出が行われます関係上、郵政特会という受け皿においては一本の費目で計上されるのが至当だということふうに考えております。

また、後段の四千二百七十七億円という予算上の為替貯金費の内訳でございますが、この点につきましては、先ほど先生がおっしゃいましたように、まさしく為替振替関係の運営経費もこの中に計上されております。しかしながら、送金決済手段としての為替振替業務並びに貯蓄業務としての郵便貯金業務はいわば金銭業務として一体的にとらえられるのが至当だというふうに私ども考えておりまして、特に昨今のようにオンラインが進みまして三業務が一体的にリンクされた段階では、

この三業務はセパレートすべきでなくて一本でむしろ経費は計上するのが最も適當であるというふうに観念しておりますし、また民間の金融機関におきましても郵政省の振替業務に相当する当座預金はまさしく預金でございますし、また諸外国の金銀業務を見ましても、これらは一体的に経費が計上されているのが実情でございます。したがいまして、予算上は郵便と為替貯金と保険年金と電気通信という四つの事業に大別して予算を計上することに私どもとしてはしておる次第でございます。

○山中郁子君　私が申し上げているのは、郵貯特会は為替振替入っていないわけでしょう。入っていないんですね。そここのところの問題を申し上げて、片方は郵貯特会で、片方は為替貯金費となっていてますでしょう。だから、当然これは分計ができるはずだと思うので、どういふふうに分けられるのかということでお尋ねをしているんですけれども、それは込みでわからぬ、こういうお話ですね。それはそういうものとしてわかりました。つまり、これもわからないわけです、この予算書見ただけではね。

それからもう一つの問題としては、やっぱり減価償却があるんですね。減価償却費を見ますと、これも三百九十二億円ということで出ているんですが、これも当然のことながら郵便、貯金、保険、電気通信、それぞれの分があるはずなんですけれども、この区分、それから区分が幾らずつになるのか、その根拠を示していたきたい。

○政府委員（奥山雄村君）　まず、為替貯金費四千二百七十七億円の内訳がいまいもこととしたものではないかという御指摘だと存じますが、私どもといたしましては、予算の経理上の区分は明確にいたしております。ただ、先ほど申し上げましたように、為替振替、貯金というものは金銭業務として一体的にとらえることが至当であるという見地からこれを一体として予算上計上する方式をとっているということでございます。あえてその中身を申し上げますならば、為替振替に要する経費

は四千二百七十七億円のうちの三百億円程度というところでございます。

それから後段の減価償却費の三百九十三億円についてのお尋ねでございますが、昭和五十七年度末におけるの予算で申し上げますと、五十六年度末における固定資産、これを四つに区分いたしまして、固定資産台帳から建物と工作物と郵便関係の機械器具と、貯金、保険の電子計算機関係の機械の四分類に区分いたしまして、それぞれの耐用年数に應じた総合償却率を求めて定率法によって計算をいたしております。その結果三百九十三億円になるわけでございますが、その分担比率を出すに当たりましては、たとえば郵便の区分機のように郵便事業に帰属させることが適当であることが一見明らかなのは事業別の区分として直ちにそれぞれ会計事業の分担として帰属せまして、建物のように共同して三事業が使うようなものにつきましては、それぞれの事業別の使用面積の比率を求めて分計することにしております。その使用面積比と申しますのは、これは各郵便局から、全局でございしますが、業務概要表というものを私も毎年とっております。その業務概要表の中にそれぞれ事業別の実際の使用面積を書き込ませることにしております。それをサムアップいたしまして、その比率によって分けるということでございます。そのような分担基準によって分計いたしました結果を申し上げますと、減価償却費三百九十三億円のうち、郵便分担分が二百七億円、為替貯金関係が百三十四億円、保険年金関係が五十一億円、電気通信関係が一億円ということでござい

○山中郁子君 郵便と保険をちよつともう一度お
つしゃってください。

○政府委員(奥山雄材君) 郵便事業が二百七億円、保険年金関係が五十一億円でございますが、あえて申し上げますと、これの内訳を示していないのは、これも先ほどの郵貯特会からの繰り入れと同様、郵政事業特別会計といういわば総合勘定に集約されて支出されることになるからでございます。

ます。

○山中都子君 そのところを私言っている。そのところというのは、おっしゃるようには総合でやるからこうなるんだ、分けてないんだ、こうおっしゃっているの、私が申し上げているのは、分けなければわからないではないかということをおし上げていけるので、そこはちょっと頭に置いておいてください。

それで、本省関係の設備の償却にかかわる分組、つまり総係費関係ですね、それはどういうふうになって、どういう根拠で分組されていることになりますか。

○政府委員(奥山雄材君) 総係費の分計についてのお尋ねでございますが、総係費五十七年度予算で四千二百五十億五千二百万円でございます。この総係費と申しますのは、御案内のとおり、本省あるいは郵政局あるいは研修所、病院、さらには現業部門における郵便局長あるいは庶務会計部門といったような共通関係の部門の経費を総括したものでございます。この中身によって分計の基準が幾つかの要素に分かれますが、簡明に申し上げますと、それぞれの業務費の事業量に応じてそれぞれの総合的な経費、つまり総係費を分計するのが一番至当であろうということで、おおむねはそれぞれの事業別の業務取扱量、それを端的に反映するのが定員でございますので、さらに申し上げますならば四事業の定員比に帰属するものが多いということをおし上げていけるわけでございます。

○山中都子君 そうしますと、特定局の場合、つまり無集配特定局の借料は、支出費目は諸品費に入っているというふうには伺いましたけれども、これらの四事業の分組はどういうふうになるんですか。やっぱり定員ですか。

○政府委員(奥山雄材君) 特定局の借料関係は総額で五十七年度予算二百三十三億円でございまして、この分組割合も、先ほど申し上げましたように、定員比によって分計いたしております。分計いたしますと、郵便関係が九十億円、為替貯金関係が七十二億円、保険年金関係が三十億円、電気通信

事業関係が十一億円ということになっております。

○山中都子君 その定員の比率で分ける、いわばだんごで分けるわけですね。そういうふうになった場合にいろんな矛盾が出てくると思いませんか。この一つに、この無集配特定局の借料のたとえばいまの分け方が出てくるんですね。無集配特定局の場合には、郵便の仕事は全体の比率から見ればうんと少ないわけでしょう。保険の方が多いですね。それが全体の定員比でもってこの支出が事業別に分けられるということになると、かなりやっばり実際とは違った分組にならざるを得ない。この特定局の部分を考えてみますと、そのところははどうしても矛盾が出てくるのではないですか、理論的に言っても。

○政府委員(奥山雄材君) 私の説明が言葉不足で大変失礼いたしました。特定局の借料につきましては、あくまでも特定局における四事業の直接定員比でございます。普通局分は入っておりません。

○山中都子君 そうしますと、特定局の場合には定員比率では分けられないですね、一人の人がいろんな仕事をやるわけですから。小さなところでは一人、郵便もするし、貯金もするし、保険もする。この特定局の定員比率というのは出るんですか。私はあくまでも仕事のウェイトでもって出す以外にないのじゃないかと思うんですけれども、その辺はどうですか。

○政府委員(奥山雄材君) お答え申し上げます。

特定局の定員比と申し上げますのは、先生が御指摘になりましたように、端数のついたものを全部サムアップいたしましたものでございます。確かにラウンドな数字にしたものでございます。確かに個々の局あるいは個々の人をとって見ますと、○・何人というように端数がつくわけですが、それらが一人の人として、あるいは一つの単独の局所としてまとめた場合にはいづれも整数になります。分計定員と呼んでおりますけれども、その

分計定員を全部全国的に合計いたしましたして、それと特定局部分だけでございしますが、その事業別定員比率によっております。

○山中都子君 それはわかりました。

それで、いまの減価償却もそうですし、いまの特定局の借料もそうですし、大きく言えば総係費四千二百五十億ですね、これらの四事業の分組はやっぱりかなりこういふふうにして細かく伺っていかないとわからないわけですね。それで、郵便が赤字だとか、やれ貯金はどうかとか、簡保はどうかとか、保険はどうかとかというふうな議論に政治的にもなるわけでしょう。その場合に、この予算書を見た方が見ても相当突っ込んで話を聞いてみないとさっぱりわからないというふうな仕組になつていくことが、私はちょっとやっばりどうにか考えていただく必要があるのではないかと申しているわけで、これがかねてからの問題意識なわけですからね。

それで、もう一つの問題として、資産の問題でお伺いするんですけども、郵便貯金会館とか貯金局センターコンピューターなどの設備はいわゆる貯金プロパーの資産ですね。そうしたものにについては幾らになるのか。というのは、この予算書をどうひっくり返して見てもわからないんですよ。それはどこかでわかるようになっていくんですか。

○政府委員(奥山雄材君) 郵政事業特別会計の固定資産総額はわかります。これは貸借対照表で一兆七千四百億というのが出ております。これらの中に、それぞれの事業別の分計がどうなるのかわからないではないかという御質問かと思っておりますけれども、この中身といたしまして、郵政特会では、郵政特会法の七条によりまして資産イコール資本という仕組みをとっております。いわゆる負債勘定はございません。そういうふうな貸借対照表で借方と貸方がバランスするようにしておりますが、その貸方の方の他会計からの繰入資本、これがいわゆる設備負担金のいままでの累計分でございます。五十七年度末で三千四百四億

余が計上されているかと存じますが、この三千四百四億のうち郵便貯金からの設備負担金として繰り入れた総額がこれまで二千八百八十二億というふうになっております。この分が郵政会計の、先ほど申し上げました一兆七千四百億の資産の一部として化体していることは間違いないと思います。

しかしながら、これはあくまでも一部でございまして、貸借対照表をのぞいただけではおわかりかと存じますが、その貸方科目の中には、資本といたしまして他会計からの繰入資本のほか固定資産評価積立金がございます。つまり再評価による積立金とその他の要素も入っておりますので、これらも当然貯金会計並びに保険会計の持ち分といえます。うかが、割り分け分として帰属させなければならぬのが入っておりますので、これを貯金会計分が幾ら、保険会計分が幾らということに分計することはやっております。また三事業が一体として運営されている、つまり貯金と保険がかつての電電公社のように飛び出すことを予定しない限り、この三つの事業は一つとしてゴーイング・コンサーンであるという概念をとっている以上、これは現在的方式で私どもは適当ではないかというふうには考えております。

○山中都子君 そうすると、わかるのは一兆七千四百六十億のうちの二千八百八十二億が貯金の資産としてある、部分としてね。それだけがわかる。その実際の倍以上に上る固定資産評価積立金の部分は、これは一緒なんだからわからぬ、こうなるわけでしょう。そうすると、経営上の大切な指標である償却率が出てこないわけですね、減価償却。お金は出すけれども、償却率がどうなのかというところは経営上の大きな指標でしょう。それが貯金なら貯金、あるいは郵便なら郵便、簡保なら簡保というふうにして出てこないんですか。そして片方で独立採算だとして、郵便の場合、たとえば赤字だから値上げだ、こうなるわけでしょう。そのことを私は郵便料金の値上げの問題のときからずっと一貫して申し上げてきた部分な

んですけれども、この機会に私はいまそのことを
 解明したいと思つて取り上げたわけですが、お話
 の経過の中でも、要するに貯金の資産が大体どの
 くらいあつて、そしてその償却率がどのくらい
 で、したがつて貯金事業はこうなんだということ
 がちつともこれで出てこないという、そういう問
 題があるので、私はやはりどうしても少なくとも
 大きな部分の四事業で、そんなに何十事業もある
 わけじゃないんですから、そういうものをきちん
 と反映するような会計制度にしなければならぬ
 というふうに思つています。

これは四十二年の六月に行管庁が郵便貯金に関する勧告として出されたものの中にもその点がありまして、こういう指摘になっているんです。貯金事業について「事業全般の経営状態を把握する

ことが困難であり、「郵便貯金事業の経営実態を明確には握するため、事業別分計方式の合理化を推進し」、「会計制度全般の再検討を行なうこと。」という指摘があるんですね。それから「また、現

行の事業別計制度は、人件費、消耗品費等の事業経費を主たる対象とするものであり、固定資産等物的資産の各事業の持分等は明らかにされていないため、それとの関係では握されるべき事業別

のコスト、正味資産および剰余金の具体的態様、経営成績の長期的動向等についての検討が不可能であり、そのため、これら会計諸報告の経営管理手段としての価値はきわめて低いものとなっている。

それからいま郵貯の問題についていろいろ銀行側からの問題があるんですけども、この「郵便

で出したものの中で、こういうことを言っているんですね。「郵政省は予算審議等を通じて、必要な事項はディスクローズしていると主張していま

す。しかし、郵便貯金特別会計の予算書を見ても、経費については、郵政事業特別会計へ一括繰り入れた金額の記載があるのみで、明細はおろか、人件費と物件費の区別さえなされていないの

が実情です。」、こういうことを言っているんですね。そして少なくともここでは、「他事業に押し

つけられている郵便貯金事業の経費は、五十四年度では、少なくとも一千億円はある」と推計すると、こう言っている。私は、またこの一千億円の推計の根拠がどこにあるのかというのがさっぱり

わかりませんけれども、少なくとも銀行サイドからこういうクレームをつかせないような郵政会計の会計制度の整備ということはどうしても必要で、それは銀行だけの問題ではなくて、国民の目

にもう少しわかるような会計制度にしなければならぬであろうという立場から、きょうのこの貯金法の改正の機会を使いまして若干の時間たださせていただいたわけですが、最後に、ひとつ郵政

大臣から御所見を承りたいと思います。

○政府委員（奥山雄材君） その前に、一言触れさせていただきますんですが、資産関係の分計が明確でないのかという御指摘がございまして、

たが、先ほど申し上げましたように、設備負担金として繰り入れられました額が二千百八十二億円と、そのほか再評価積立金として積み立てられたもの、これを推計して分計することは可能でござ

いますし、内部作業としてそれはやっておりま
す。

○山中郁子君　じゃ、教えてください。

○政府委員（奥山雄材君）　それを推計いたしまし

た結果四千七百億円でございますが、つまり二百八十二億円と再評価積立金に係るものを合わせまして約四千七百億円でございます。これがいわば郵貯会計に係る固定資産の持ち分というふうな

考えていかと思います。しかしながら、あくまでもこれは抽象的、観念的な分計の問題でございまして、他会計からの繰入資本並びに固定資産評価積立金といいますのは、先ほど申し上げました

ように、民間で言う資本剰余金のような一種の抽象概念でございますので、これを三事業を一体としてのゴーイング・コンサーンでやっている以上、計算上の分計はして私どもの勘定としては明

に分けて出すというようなことはいかがかという
ふうに考えております。

○山中郁子君　そうしましたら、いまの分計の仕方でもいいですから、一兆七千億の資産の四事業の分計ですね、数字は、いま出てなければ後で結構です。構えですか。いいと思います。それがよろ

なければ、大臣に先ほどの立場からの所見を伺いたいと思います。

○国務大臣（箕輪登君） 郵政事業は、郵便を初め、為替貯金、あるいはまた保険年金などの事業を郵

便局という同じ窓口で国民にサービスの提供を行
っておるところでございますが、それぞれの事業
は独立採算を旨としておりますので、各事業の運
営に要する経費を明確に区分する必要があります

すが、予算においてもできるだけ明確に表示するようにしているところでございます。しかしながら、先生御指摘のように、予算上必ずしも明確でない部分もございますが、政府予算として

の形式、他の特別会計その他でも、一般予算でも
 そうであります、こういう一つの形式があつて
 なかなかわかりづらいのです。うちの郵政事業だ
 けが特に不明確だということではないのでありま

して、御質問いただければだんだんわかってくるわけですが、大体こんなようにできていますのでございまして、しかし貴重な御意見として今後の参考にさせていただきます、こう思います。

○中村鋭一君 朝からの委員の質問の中で何回も指摘されておりましたけれど、五十六年度一兆二千億円も郵貯の伸びが下回っているという事実、それに対して鴨さんは、景気低迷で民間の皆さん

が使える金が減った、それから金利選好ムードが高い、あるいは民間の金融機関が多彩な新規商品を開発しているから、だから郵貯が低迷しているんだ、そういう御説明であったと思いますけど、

一方では、やはりグリーンカード制が五十九年初頭から実施されることにちなんで、いち早くそれを市民の皆さんが警戒をされてシフトをしているんじゃないか、こういう見方もあるんですけれ

とのお考えですか。

○政府委員（鴨光一郎君） グリーンカード制度の

実施につきましては五十九年からということございまして、私ども、郵便貯金につきましては預入をする際にグリーンカードを提示していただくというところで、いわゆる総合課税制度への移行と

いうことを前提にこの制度に参入をしたわけでございますが、いま御指摘の郵便貯金の伸び悩みの状況につきましては、私ども三つのポイント、つまり一つは家計可処分所得の伸び悩み……

○中村銳一君 それは私申し上げましたので、結構でございます。

○政府委員（鶴光一郎君） そのほか二つございます。

で、グリーンカード制度がという御指摘でございますけれども、グリーンカード制度につきましては、一昨年の三月に法改正がされまして、それからその年、二度にわたりまして大蔵省と法律外

の実行面での措置につきまして話し合いをいたしました結果、合意が成立をいたして決着をいたしているわけでございますけれども、こういった状況の中でグリーンカード制度がどういう影響を及

ほすかということにつきまして、私ども必ずしもつまびらかにはしておりません。恐らくは特段の影響はないのであろうというふうな理解でございますが、一般的に申しまして、私ども郵便貯金

をお預かりをしております立場からいたしますと、今後の郵便貯金の増加に及ぼすもろもろの要因あるいはその動向といったことについては十分に関心を持ってこれからも注意を払っていきたい

というふうに考えているわけでございます。つまりグリーンカード制度がどのような影響を与えるであろうか、あるいは与えてきただろうかという点については、必ずしもつまびらかではないとい

うことでございます。

○中村鋭一君　必ずしもつまびらかでないとはい
いまでも、いまお挙げになりました三つの理由
以外に、やっぱり一兆二千億も見通しを下回ると

られると思わざるを得ないと思うんですね。ですから、必ずしもつまびらかではないとおっしゃいますけれど、そこはひとつつまびらかにしたいだいて、それでないと、これからの郵貯の伸び率を見通すにも、グリーンカード制が実施されるということが国民に対してどういう影響を与えているかということを考えまないと確かな見通しが立たない、こう思うんですけど、そのことは十分考慮に入れていただけるわけですね。もう一度お尋ねいたします。

○政府委員(鴨光一郎君) 先ほども申し上げましたように、私もグリーンカード制度というのは分離課税制度から総合課税制度への移行ということとを前提にいたしまして、私もこれに参入をするにいたしましたわけでございますけれども、私も申し上げましては、具体的には郵便局の窓口に来ていただくお客様方に、五十九年の一月からはグリーンカードを原則的には提示をしていただくということになっておりまして、こういった点は利用される方に、世上よく言われておりますように、いわゆる一般的な預金者についてはグリーンカード制度があったとしても税制面で特段の影響はないではないかという指摘もありません。反面、いま申しましたような利用者の方々が、郵便局もそうでございますが、一般的に預貯金をされます際にグリーンカードを持っていかなければ預貯金ができないうような意味での心理的な影響、あるいはもつとグリーンカード制度そのものについての十分な理解、周知がされていない、あるいは理解の行き届いていないことによつて何か預貯金することについて非常に不自由な状態になってきたというふうな、そういった心理的な側面もあるのか、そういった点も含めまして私つまびらかでないということをお願いしているわけでございます。

何にいたしましても、現在は、そういう制度の実施を控えた現在の状況の中で、私もそういった点がどのように影響しているのかつまびらかにいたしておりませんが、今後ともそういった

た点の影響、これはグリーンカードの実施の影響のみにとどまりませんが、もろもろのそういった要因については常に配慮をし、あるいは注意を払っていくつもりでございます。

○中村鋭一君 非常にわかりやすくお答えいただきました。大臣、いま貯金局長もおっしゃいましたけど、

グリーンカード制というのはやはり総合課税でなければ意味をなさないとおっしゃいますが、一部には分離課税を存続して、そしてグリーンカード制は実施するということも聞きますし、現に自由民主党や民社党の一部で見直し論が展開されていることもよく御承知だと思いますが、賛否はひとまずおいて、少なくとも、大臣、分離課税を存続してそしてグリーンカード制を実施するということには、大臣としてはこれは反対でございますか。

○国務大臣(箕輪啓君) そもそも、このグリーンカード制度に郵政省が参入いたしましたのは、総合課税に移行するという前提で参入をしたわけでございます。自民党の中でも、また先生の所属政党の中でもいろいろ議論のあることは私も承知でございます。自民党総務会も再検討するところでございます。その方向がまだよくわからないわけでありまして、したがって、その将来の問題についてコメントすることは差し控えた、こう考えるわけであります。

○中村鋭一君 郵便局の窓口で、いわゆるオンラインサービス、これが五十三年以来ずっと拡大してまいりまして、今度は振替ですね、たとえばNHKの受信料も水道代も郵便局で振り込みができる、こういうふうになるわけですね、この六月からですか。一方で、金融犯罪が多発しておりますね。非常に知恵のある人がいて、とにかく機械を開発した電電公社の職員が、自分が開発した機械を利用して多額の窃盗を行う、こういう時代でございます。郵便局は、元来、いわゆる専門の金融機関ではなかったわけでございます。専門のた

将来、このオンライン化が全国津々浦々の数千の郵便局の窓口で実施されますと、そういった犯罪に対する防止策、チェックというものが大変重要な課題になってくると思うんですけど、郵政省ではすでにそういった面についてのたとえば防止策、チェックの仕方等については研究をしておいでになりますか。

○政府委員(鴨光一郎君) 私ども、確かに郵便局におきましては貯金以外にも郵便、簡易保険といった仕事を一体的に扱っておりますことは事実でございます。もちろん、いずれもお客様、国民の皆様との接点ということでございます。それぞ

ろでございます。したがって、オンライン化の行われているところ、いないところにかかわらず、私も申し上げましてはその防犯に心しなければいけないと考えておりますが、その点では窓口におきまして、まずは貯金の場合、正当な権利者の確認を十分に行うということが基本でございます。

そういうことで、預金者の方からたとえば通帳盗難というふうなことの届け出がございました場合には、これはむしろオンライン化によりまして払い渡し警戒をすれば直ちに預金者の方の保護ができるというふうなメリットも一面ではあるわけでございます。しかしながら、御指摘のような形で犯罪をまねくむ者がないとは言えない。その点につきましても、私も内部、部外を問わず、そういった犯罪が起らないようにするためのもろもろの配慮は、先ほど申し上げましたような考え方に立って十分にいたしているつもりでございます。具体的には申し上げまして、事務処理に当たりましては、特にコンピューター関係の機器の使用あるいは管理、それから各種帳票類の管理、あるいはプログラムの管理などを特に厳重に行う、それから業務取り扱い上、書類事務と現金事務の分離といった形での職員相互の牽制措置

を行う、もちろん電子計算機の操作に関連のあります部署につきましても、そういった出入りしたものの、あるいはいろいろな関連いたします資料、データ等への接触の状況といったものを的確に把握をしてチェックをしていく、こんなふうなことに配慮をいたしているわけでございます。

犯罪というものは人間が起すものでございまして、したがって、特に私ども、お客様に御迷惑をかけない、また事業の信用という観点からも部内犯罪を起すことがないようにという点は、部外者犯罪ももちろんでございます。部内犯罪を起さないというものが肝要であろうかということ、防犯意識というものが肝要であろうかということ、先ほど申しました個々の具体的な機器類の使用、管理といったことのほかに、機会あることに職員を指導いたしました防犯意識の高揚といったことに努めているところでございます。

○中村鋭一君 一番最後のところを私お伺いしたかったんですよ。いまあなたは相互に牽制するようにならなければならないとおっしゃいましたね。しかし、上から指示をしたり管理をしたり相互に牽制させるということは、どうしてもお互いの、場合によっては不信感を招かねえせん。牽制するということとは、相手が犯罪を犯す可能性があるから、だからお互いに牽制し合うということになりますから、それは大事なことでございまして、それよりも何よりも全郵政職員が一丸となって倫理感を高めて、士気を高揚して、国の仕事でありまして窓口においては国民に対するサービスでございます。ということは、民間の金融機関のサービスに倣してまいります。民間の金融機関のサービスに倣してまいります。民間の金融機関のサービスに倣してまいります。民間の金融機関のサービスに倣してまいります。

民間の金融機関のサービスに倣してまいります。民間の金融機関のサービスに倣してまいります。民間の金融機関のサービスに倣してまいります。民間の金融機関のサービスに倣してまいります。民間の金融機関のサービスに倣してまいります。民間の金融機関のサービスに倣してまいります。民間の金融機関のサービスに倣してまいります。民間の金融機関のサービスに倣してまいります。民間の金融機関のサービスに倣してまいります。民間の金融機関のサービスに倣してまいります。

なことなんですけど、いまは結婚式の費用だけでも百万ぐらいかかるわけですね。つい先日大阪のホテルプラザでは十六組の結婚式でした、おとといの日曜日ですね。ロイヤルホテルは二十四組の結婚式が挙げられ、披露宴が行われているわけですね。最近、皆さんホテルで披露宴をおやりになります。最低でもホテルの費用だけで百数十万かかるわけですね。というふうに見てくると、百万円に引き上げたというのが妥当かどうか、もっと思ひ切って引き上げていいんじゃないか、そういう考え方もあるんですけど、この辺、局長、どのようにお考えですか。

○政府委員(鴨光一郎君) ゆうゆうローンの貸付限度額を百万円に引き上げるようにお願いをいたしておりますのは、先ほどもお答えを申し上げておりますが、四点は私ども把握をいたしております。一つは、国民の皆様からの御要望、それから一つは、いま先生御指摘ございましたように、結婚、教育といった問題がございますが、そのほかにも、もちろん日常の生活資金が必要であるというふうなことで、額の小さなものももちろん御要望があるわけでございます。いずれにいたしましても、そういった目的から見ての百万円への引き上げという側面がございます。

また、私どもの立場からいたしますと、民間でも同種のローンの限度額が百万円といった点も今回の改正をお願いしている理由でございますけれども、反面、私どもがいま行っておりますゆうゆうローンと申しますものは、あくまでも預金を担保にいたしました貸し付けでございます。本来ならば解約してそのお金を払い戻されるというのを、一時的な資金のつなぎという形で貸し付けをして差し上げるという趣旨のものでございます。したがって、その点からいたしますと、このお貸しをしたお金を返していただくということによって本体の貯金を継続していただくということになるわけでございますが、その場合の返済という点から考えますと、この百万円というものが、私ども引き上げをお願いしております立場からは

まあまあ無理なく返済をしていただける額ではないであらうか。

仮に、現在の限度額三百万円の枠の中で、額の制限なしに、いま適用されております比率九〇％というものを適用いたしますと二百七十万円というふうなことになるまいまして、本来、立法当時の小口、低利な融資というふうな点からいたしましても、百万円というところからさらにそれを進めるといふことにつきましては、これはもちろん郵便貯金の限度額そのものがこれからどうなっていくか、われわれは引き上げを要望いたしておるわけでございますが、そういったことや、一般の社会経済レベルと申しますか、それからまたお借りいただく国民の皆様様の日常生活、経済生活そのものがどんなふうになっていくか、そういった面をもろもろこれからの課題として考慮をさせていただきたいというふうに考えているわけでございます。

○中村鋭一君 そこんですね。ですから、経済の実勢とか、国民のお金の使い方に対する考え方が変わってきているわけですね。一例としていま私、結婚の披露宴のことを申し上げたんですけれど、やっぱり一生一度のことですから、百五十万、二百万かかったって、いい式、いい披露宴を挙げたい、そういう時代に現実になっているわけなんです。それがぜいたくであるかないかは、これはまた別の次元になります。現実がそうなっているわけですね。とすれば、思い切った貸付限度額をもっと引き上げるといふ考え、したがっていまの三百万の枠を五百万にするとか、そういう考え方も当然出てくる、こう思うんですけれど、いま郵政省が考えておられる限度額、いまマル優の枠三百万ですね、これは幾らぐらいいまが妥当であるとお考えでございますか。

○政府委員(鴨光一郎君) 限度額につきましては、現在、法律上三百万円になっておりますが、五十七年度予算の要求の際に郵政省といたしまして引き上げを要求いたしました額は五百万円でございます。現在のところ、要求をいたしました当

時と日がたっておりませんので、そこいら辺が適当な額ではなからうかと考えているところでございます。

○中村鋭一君 この七十万を百万に引き上げる、それをさらにもっと上げるためにも、三百万のマル優の枠をなすだけ、大臣、早い機会に五百万ぐらいに引き上げていただくようにせつかく御努力をお願いしておきたいと思ひます。

それから返せる限度とおっしゃいました。そのところをお尋ねしたいんですけど、せつかく七十万を百万にしても、返す期限が一年になっていきますね。ボーナス百万とおっしゃいますけど、中小企業の従業員の皆さん、年間百万円ボーナスを取っている人そうないと思ひますよ。ですから、この一年というのをもっと長期に、たとえば一年六カ月とか二年とかいうふうに返済期限の年限を引き延ばすという、そういう考え方はありませんか。

○政府委員(鴨光一郎君) このゆうゆうローンにつきましては、一つは、いまお願いをいたしております限度額の引き上げということが貸し付けを受けていただく方々にとつての一つのポイントであるかと思ひます。同時に、いま先生御指摘のように貸付期間を延ばすという問題、あるいはその期間の中の返済の回数をどれだけにするかという問題があるわけでございますが、私ども一昨年の四月に、いま申しましたこの貸付期間につきましては、従来六カ月というふうにいたしておりましたものを一年にさせていただきます。それから同じ五十五年の四月に、それまで一回でございましたが、二回にさせていただきます。結構でございますが、このような措置をいたしているわけでございますが、このことによる影響かと思ひますけれども、五十四年度と五十五年度におきます返済の中で、自発的にお返しただけでなかったために法定返済という形になりましたものが、五十四年度は総返済の中の六・六％ございました。これが五十五年度には二・二％という比率になりました。これは、実数的にもほぼ三分の一ということになって

おりまして、私どもこういう数字を見まして、先ほど申しました期間あるいは回数改善が御利用者の皆様に喜んでいただけたのかと思ひているわけでございます。当然この回数あるいは期間というものにつきましては限度額と同じようにわれわれ常に頭に置いておかなければいけないことと思ひておりますが、当面は、いま申し上げましたような一昨年の改正の効果があったということで現状でよろしいのではないかとこのように考えているところでございます。

○中村鋭一君 それが見解の相違でして、民社党が衆議院で態度を保留しておりましたのは、はっきり言えばこの点にあるわけですね。

いま鴨さんは、これで十分皆さんに喜びいただいているんじゃないかとおっしゃいましたけれども、やはり百万以上のボーナスを取っている人でも、たとえば住宅ローンの返済等でお金が多方面に出ていきますから、ですから、この返済期限の延長の問題と割賦の回数をふやすというところは、利用者の皆さんが喜んでいらつしやるということに甘んずるのではなくて、さらに積極的なサービスを提供するためにも、この割賦回数をふやすということ、それから期限を延長するというものにつきましまして、ひとつこれからの積極的な御検討をお願いしておきたいと思ひます。

最後に、この郵便貯金は財投に活用されているわけですが、今回のこの限度額の引き上げもその有機的な活用の一手段ということになると思ひますけど、大臣、どうでしょう。もともと、せつかく皆さんからお預かりするお金でございますから、郵政省もさらに百尺竿頭一歩を進めて民間の金融機関に負けぬ多様な、早く言えば商売を展開するお考えはございませんか。

○政府委員(鴨光一郎君) 私ども、郵便貯金を皆様に御利用いただくという点については、常に国民のニーズに即応したサービスを提供して普及促進を図るということを念頭に置き、それがまた肝要なことというふうに考えているところでございます。

こうした考えの中で具体的な事例で申し上げますと、この四月から愛育貯金というものを取り扱うことにいたしました。これはお子様の成長の節目に必要な出費の助けとなるように定額貯金の利子の支払い方法を工夫いたしました。二年目、四年目、六年目に利子だけを受け取っていただく、一方定額貯金としての有利性は残しておき、こういうふうな仕組みのものを取り扱っています。六日現在の数字でございすけれども、これまで約九千件の御利用をいただいているわけでございす。私も、この種のものを出足といましてはかなり順調な出足ではないかというふうな受けておるところでございす。

もちろん、このほかに、基本的なオンラインサービスを利用しましたサービスというものが、これはオンライン化そのものが非常に膨大な計画でございまして、昭和四十八年から、たびたび申し上げておりますように、昭和五十三年に具体的な端末機の設置に取りかかっているわけでございすけれども、このそもその目的がお客様へのサービスの向上、それから事業の合理化、効率化という点にございすので、本来、予定をいたしておりました総合通帳のサービスであるとか、あるいは給与預入、それから六月からではございす、自動払い込みのサービスといった形でいろいろな利用者のニーズに応じたサービスを図り、大いに御利用いただくというふうな考えているわけでございす。基本はあくまでも国民の皆様によりよく、より便利に御利用いただくということを念頭に置いてこの努力をしているというところでございす。

○中村鋭一君 最後に、郵政大臣に御所見をお伺いして私の質問を終わりたいと思ひますが、たとえば郵便局でお借りした金を返すのに、一年という限度じゃなくてその期間を延長する、あるいは分割返済の回数をふやすということも含めて、郵便局が本当に、いま局長もおっしゃいましたように、国民のニーズにこたえる、真のサービスに徹する、その信念を貫くならば、これは大蔵省も民間の金融機関を圧迫するとか何とか言つて容喙も介入も制肘もできないと思ひます。その点につきまして、大臣のサービスというもののについての御所見をお伺いいたしまして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○国務大臣(箕輪登君) 従来から国民のニーズにこたえてサービスをしなければならぬと努めてきたところでございす。ただいま局長から答弁いたしましたとおり、各種のオンラインサービスだとか新しい商品ということ、とりあえず四月一日から愛育貯金を始めたところでございす。そういうことから考えてみて、従来からも努力をしてきたが、これからも国民のサービスについては考えていきたいと思います。その国民のサービスの中で、先生御指摘のゆうゆうローンの貸付限度額、とりあえず今回は百万円までひとつお認めいただきたいと御審議を賜っているところでありましたが、将来の問題として、この限度額についてもまた貴重な意見として私も参考にしてまいりたいと考えております。

さらに、償還期限の問題、あるいは償還のいま二回のやつをもっと細かくした方がいいのじやないかという、これもまた貴重な御意見として将来参考にしてまいりたい、こう考えるところでございす。

○中村鋭一君 ありがとうございます。終わります。

○委員長(勝又武二君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(勝又武二君) 御異議ないと認めます。それではこれより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願ひます。別に御発言もないようでございすから、これより直ちに採決に入ります。

郵便貯金法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(勝又武二君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(勝又武二君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後二時五十二分散会

四月一日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、放送法等の一部を改正する法律案

一、電波法の一部を改正する法律案

放送法等の一部を改正する法律案

放送法等の一部を改正する法律案

(放送法の一部改正)

第一条 放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五十三条」を「第五十三条の二」に改める。

第九条第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第一号イ中「標準放送(五百二十五キロヘルツから六百五十キロヘルツまで)」を「中波放送(五百二十六・五キロヘルツから六百六・五キロヘルツまで)」に改め、同号ロ中「こえる」を「超える」に、「ハ」を「ハ及びニ」に改め、同号に次のように加える。

ニ テレビジョン多重放送(テレビジョン放送の電波に重畳して、音声その他の音響、文字、図形その他の映像又は信号を送る放送をいう。以下同じ)であつて、次に掲げるもの

(1) テレビジョン音声多重放送(テレビジョン放送の電波に重畳して、音声その他の音響を送る放送をいう。以下同じ)であつて、次に掲げるもの

(2) テレビジョン文字多重放送(テレビジョン放送の電波に重畳して、文字、図形又は信号を送る放送をいう。以下同じ)であつて、次に掲げるもの

の他の音響を送る放送をいう。

(2) テレビジョン文字多重放送(テレビジョン放送の電波に重畳して、文字、図形又は信号を送る放送をいう。以下同じ)であつて、次に掲げるもの

の他の音響を送る放送をいう。

第九條第二項中「の外を」の「ハ」を「左の」に改め、同項第二号中「の」を「ハ」に改め、同項第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

ハ テレビジョン多重放送を行おうとする者に放送設備を貸貸すること。

第九條第四項中「標準放送」を「中波放送」に改め、同条第七項中「第二項第九号」を「第二項第十号」に改める。

第九條の三中「有線テレビジョン放送施設者」の下に「その他協会の業務に密接に関連する政令で定める事業を行う者」を加える。

第四十四條に次の一項を加える。

6 協会は、テレビジョン多重放送の放送番組の編集に当たつては、同時に放送されるテレビジョン放送の放送番組の内容に関連し、かつ、その内容を豊かにし、又はその効果を高めるような放送番組をできる限り多く設けるようにしなければならない。

第四十五條の次に次の一条を加える。

(災害の場合の放送)

第四十五條の二 協会は、暴風、豪雨、洪水、地震、大規模な火事その他による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、その発生を予防し、又はその被害を軽減するために役立つ放送をするようにしなければならない。

第四十七條第二項に次のただし書を加える。

ただし、協회가第九條第二項第八号の業務を行う場合については、この限りでない。

第四十八條第一項中「左に」を「次に」に改め、同項第一号中「第九條第二項第十号」を「第九條第二項第十一号」に改め、同項第二号中「附けよう」と「付けよう」とに改める。

二

第四十九条の二の見出しを「資料の提出等」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第四十九条の三 郵政大臣は、テレビジョン多重放送の普及に資するため、郵政省令で定めるところにより、協会に対し、そのテレビジョン放送の放送設備をテレビジョン多重放送の用に供するための計画（放送事項、放送設備の利用主体等に関する事項を含む）の策定及びその提出を求めることができる。

第五十一条中「及び第四十四条の二の規定は」を、「第四十四条の二及び第四十五条の二の規定は」に改め、「放送について」の下に、「第四十四条第六項の規定はテレビジョン放送及びテレビジョン多重放送を行う一般放送事業者の放送番組の編集について、それぞれを加える。

第五十三条の見出し中「提出」を「提出等」に改め、同条中「一般放送事業者」を「一般放送事業者」に、第四十九条の三の規定はテレビジョン放送を行う一般放送事業者、それぞれに改め、第三章中同条の次に次の一条を加える。

（外国人等の取得した株式の取扱い）

第五十三条の二 証券取引所に上場されている株式又はこれに準ずるものとして郵政省令で定める株式を発行している会社である一般放送事業者は、その株式を取得した電波法第五十一条第一号から第三号までに掲げる者（以下「外国人等」という。）からその氏名及び住所を株主名簿に記載することの請求を受けた場合において、その請求に応ずることにより同条第四項第二号に該当することとなるときは、その氏名及び住所を株主名簿に記載することを拒むことができる。

2 前項の一般放送事業者は、郵政省令で定めるところにより、外国人等がその議決権を占める割合を公告しなければならない。ただし、その割合が郵政省令で定める割合に達しないときは、この限りでない。

（電波法の一部改正）
第二条 電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）

の一部を次のように改正する。

第十三条の次に次の一条を加える。

（テレビジョン多重放送をする無線局の免許の効力）
第十三条の二 テレビジョン放送（静止し、又は移動する事物の瞬間的映像及びこれに伴う音声その他の音響を送る放送をいう。以下同じ。）をする無線局の免許がその効力を失つたときは、そのテレビジョン放送の電波に重畳してテレビジョン多重放送（テレビジョン放送の電波に重畳して、音声その他の音響、文字、図形その他の映像又は信号を送る放送をいう。）をする無線局の免許は、その効力を失う。

（有線テレビジョン放送法の一部改正）
第三条 有線テレビジョン放送法（昭和四十七年法律第百十四号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「テレビジョン放送を行なう」を「テレビジョン放送又はテレビジョン多重放送（放送法第九條第一項第一号ニに規定するテレビジョン多重放送をいう。以下同じ。）を行う」に、「テレビジョン放送を受信し」を「テレビジョン放送又はテレビジョン多重放送を受信し」に改め、同条第二項中「テレビジョン放送」を「テレビジョン放送又はテレビジョン多重放送」に改める。

第十四条第一項中「テレビジョン放送を」を「テレビジョン放送又はテレビジョン多重放送を」に改め、同条第二項中「テレビジョン放送」の下に「又はテレビジョン多重放送」を加え、「あわせて行なう」を「併せて行なう」に改める。

第十五条中「テレビジョン放送の再送信」を「テレビジョン放送又はテレビジョン多重放送の再送信」に、「行なう」を「行う」に改める。

第十七条第五項中「テレビジョン放送を」を「テレビジョン放送又はテレビジョン多重放送を」に改める。

第二十四条第二項中「テレビジョン放送の」を

「テレビジョン放送又はテレビジョン多重放送の」に改める。

第三十三条、第三十四条及び第三十五条第一項中「五万円」を「二十万円」に改める。

第三十六条中「三万円」を「十万円」に改め、同条第二号中「テレビジョン放送」の下に「又はテレビジョン多重放送」を加え、「行なつた」を「行つた」に改める。

第三十八条中「一万円」を「十万円」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（公職選挙法の一部改正）

3 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第五十条第一項中「標準放送」を「中波放送」に改める。

電波法の一部を改正する法律案
電波法の一部を改正する法律
電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項ただし書を次のように改める。
ただし、次の各号に掲げる無線局については、この限りでない。

一 発射する電波が著しく微弱な無線局で郵政省令で定めるもの
二 市民ラジオの無線局（二十六・九メガヘルツから二十七・ニメガヘルツまでの周波数の電波を使用し、かつ、空中線電力が〇・五ワット以下である無線局のうち郵政省令で定めるものであつて、第三十八条の二第一項の技術基準適合証明を受けた無線設備のみを使用するものをいう。）

第五条第二項に次の一号を加える。

五 大使館、公使館又は領事館の公用に供する無線局（特定の固定地点間の無線通信を行うものに限り）であつて、その国内において日本国政府又はその代表者が同種の無線局を開設することを認める国の政府又はその代表者の開設するもの

第十条中「資格」の下に「（第四十八条の二第一項の船舶局無線従事者証明、第五十条第一項に規定する通信長の要件及び同条第二項に規定する航空機通信長の要件に係るものを含む。第十二条及び第七十三条において同じ。）」を加える。

第十二条の見出し中「付与」を「付与」に改め、同条中「且つ」を「かつ」に、「第四十条」を「第三十九条、第四十条」に改める。

第三十九条中「無線従事者」の下に「（船舶局の無線設備であつて郵政省令で定めるものの操作については、第四十八条の二第一項の船舶局無線従事者証明を受けている無線従事者。以下この条において同じ。）」を加え、「ただし」を「ただし」に改める。

第四十八条の次に次の二条を加える。
（船舶局無線従事者証明）
第四十八条の二 第三十九条本文の郵政省令で定める船舶局の無線設備の操作を行おうとする者は、郵政大臣に申請して、船舶局無線従事者証明を受けることができる。

2 郵政大臣は、船舶局無線従事者証明を申請した者が、郵政省令で定める無線従事者の資格を有し、かつ、次の各号の一に該当するときは、船舶局無線従事者証明を行わなければならない。
一 郵政大臣が当該申請者に対して行う船舶局の無線設備の操作に関する訓練の課程を修了したとき。
二 郵政大臣が前号の訓練の課程と同等の内容を有するものであると認定した訓練の課程を修了しており、その修了した日から五年を経過していないとき。

3 第四十二条（第三号を除く。）の規定は、船舶

局無線従事者証明に準用する。

(船舶局無線従事者証明の失効)

第四十八条の三 船舶局無線従事者証明は、当該船舶局無線従事者証明を受けた者がこれを受けた日以降において次の各号の一に該当するときは、その効力を失う。

一 当該船舶局無線従事者証明に係る訓練の課程を修了した日から起算して五年を経過する日までの間第三十九条本文の郵政省令で定める船舶局の無線設備その他郵政省令で定める無線局の無線設備の操作の業務に従事せず、かつ、当該期間内に郵政大臣が船舶局の無線設備の操作に關して行う船舶局無線従事者証明を受けている者に対する訓練の課程又は郵政大臣がこれと同等の内容を有するものであると認定した訓練の課程を修了しなかつたとき。

二 引き続き五年間前号の業務に従事せず、かつ、当該期間内に同号の訓練の課程を修了しなかつたとき。

三 前条第二項の無線従事者の資格を有する者でなくなつたとき。

四 第七十九条の二第一項の規定により船舶局無線従事者証明の効力を停止され、その停止の期間が五年を超えたとき。

第四十九条中「ものの外を」「もののほか」に改め、「実施細目」の下に「並びに船舶局無線従事者証明の申請、船舶局無線従事者証明書の交付、再交付及び返納、第四十八条の二第二項第一号及び前条第一号の郵政大臣が行う訓練の課程、第四十八条の二第二項第二号及び前条第一号の認定その他船舶局無線従事者証明の実施に關する事項」を加える。

第五十条第一項中「それぞれを」「それぞれ」に改め、「掲げる無線通信士」の下に「であつて、船舶局無線従事者証明を受けているもの」を加え、同項の表中「こゑるを」「超える」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第三項中「ものの外を」もののほか」に、「資格別員数」を「資格船舶局無線従事者証明に係るものを含む。」ことの員数」に改める。

第七十九条の見出し中「取消」を「取消し」に改め、同条第二項中「前項」を「第二項(前項において準用する場合を含む。）」に、「取消」を「取消し」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項(第三号を除く。)の規定は、船舶局無線従事者証明を受けている者に準用する。この場合において、同項中「免許」とあるのは、「船舶局無線従事者証明」と読み替へるものとする。

第七十九条の次に次の一條を加える。

(船舶局無線従事者証明の効力の停止)

第七十九条の二 郵政大臣は、第八十一条の二第二項の規定により書類の提出を求められた者が当該書類を提出しないときは、その船舶局無線従事者証明の効力を停止することができる。

2 郵政大臣は、前項の規定により船舶局無線従事者証明の効力を停止した場合において、同項の書類の提出があつたときは、速やかにその停止を解除するものとする。

3 第七十七条の規定は、第一項の規定による停止に準用する。

第八十条の前の見出しを「(報告等)」に改める。

第八十一条の次に次の一條を加える。

第八十一条の二 郵政大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、船舶局無線従事者証明を受けている者に対し、船舶局無線従事者証明に關し報告を求めることができる。

2 郵政大臣は、船舶局無線従事者証明を受けた者が第四十八条の三第一号又は第二号に該当する疑いのあるときは、その者に対し、郵政省令で定めるところにより、当該船舶局無線従事者証明の効力を確認するための書類であつて郵政省令で定めるものの提出を求めることができる。

第九十九条の十一第一項第一号中「第四條第一項ただし書を」「第四條第一項第一号及び第二号」に改め、「(試験員)」の下に「、第四十八条の三第

一 号(船舶局無線従事者証明の失効)を加え、「及び第百条第一項第二号」を「並びに第百条第一項第二号」に改め、同項第二号中「第七十九条第一項」の下に「(同条第二項において準用する場合を含む。）」を加える。

六の二 第四十八条の二第一項の規定による船舶局無線従事者証明を申請する者 千四百円

六の三 第四十八条の二第二項第一号の郵政大臣が行う訓練を受ける者 一万円

六の四 第四十八条の三第一号の郵政大臣が行う訓練を受ける者 二千元

第百三条第一項の表第七号中「又は免許証」を「免許証又は船舶局無線従事者証明書」に改める。

第百十三条中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、同条第四号中「第七十九条第一項」の下に「(同条第二項において準用する場合を含む。）」を加え、同条の次に次の一項を加える。

五 第七十九条の二第一項の規定により船舶局無線従事者証明の効力を停止されたのに、第三十九条本文の郵政省令で定める船舶局の無線設備の操作を行つた者

附則

一 (施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第四條第一項の改正規定、第五條第二項の改正規定、第九十九条の十一第一項第一号の改正規定(「第四條第一項ただし書を」を「免許証又は船舶局無線従事者証明書」に改める部分)及び「及び第百条第一項第二号」を「並びに第百条第一項第二号」に改める部分に限る。並びに次項、附則第三項及び附則第八項の規定は、昭和五十八年一月一日から施行する。

2 第四條第一項の改正規定の施行の際現に免許を受けている無線局のうち、改正後の電波法(以下「新法」という。)第四條第一項第二号の郵政省令で定める無線局に該当するものの無線設備は、第四條第一項の改正規定の施行の日に、

3 新法第三十八條の二第一項の規定による技術基準適合証明を受けたものとみなす。

4 前項の無線局の免許は、第四條第一項の改正規定の施行の日に、その効力を失う。

5 この法律の施行の際現に新法第四十八條の二第二項の無線従事者の資格を有する者は、この法律の施行の日に、同条第一項の規定による船舶局無線従事者証明を受けたものとみなす。

6 この法律の施行の際現に新法第四十八條の二第二項の無線従事者の資格の無線従事者国家試験に合格している者で当該資格の無線従事者の免許を受けていないものは、当該免許を受けた日に、同条第一項の規定による船舶局無線従事者証明を受けたものとみなす。

7 前二項の規定により船舶局無線従事者証明を受けたものとみなされた者は、この法律の施行の日から五年以内に、新法の規定による船舶局無線従事者証明書の交付を申請しなければならぬ。

8 附則第四項又は附則第五項の規定により船舶局無線従事者証明を受けたものとみなされた者がこの法律の施行の日から五年以内に前項の規定による申請をしないときは、当該期間の満了によつて、その船舶局無線従事者証明は、その効力を失う。

9 郵政省設置法(昭和二十三年法律第二百四十

四号)の一部を次のように改正する。

第四条第二十二号の十一中「与えること」の下に「並びに船舶に開設する無線局の無線従事者に関する証明(これに附帯する訓練を含む。)を行うこと」を加える。

第十条の三第一項第九号中「免許の下に」並びに船舶に開設する無線局の無線従事者に関する証明(これに附帯する訓練を含む。)を加える。

四月二日日本委員会に左の案件が付託された。

一、電話加入権質に関する臨時特例法の時限延長に関する請願(第二三二〇号)

一、身体障害者に対する郵政行政改善に関する請願(第二四一六号)(第二四四九号)(第二五〇八号)

第二三二〇号 昭和五十七年三月十九日受理
電話加入権質に関する臨時特例法の時限延長に関する請願

請願者 札幌市中央区南六条西六丁目札幌地方質屋事業協同組合代表理事 平本貢

紹介議員 中村 啓一君
この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第二四一六号 昭和五十七年三月二十三日受理
身体障害者に対する郵政行政改善に関する請願

請願者 福島県田村郡三春町平沢河原三〇ノ一 渡辺貞夫

紹介議員 村田 秀三君
この請願の趣旨は、第九六一号と同じである。

第二四四九号 昭和五十七年三月二十三日受理
身体障害者に対する郵政行政改善に関する請願

請願者 茨城県久慈郡里美村折橋七七五 鈴木竹雄
紹介議員 岩上 二郎君

この請願の趣旨は、第九六一号と同じである。

第二五〇八号 昭和五十七年三月二十四日受理
身体障害者に対する郵政行政改善に関する請願

請願者 鹿児島県国分市敷根二、八〇八 谷口政彦

紹介議員 金丸 三郎君
この請願の趣旨は、第九六一号と同じである。

四月八日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、郵便貯金法の一部を改正する法律案

郵便貯金法の一部を改正する法律案
郵便貯金法(昭和二十二年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第六十五条第一項中「七十万円」を「百万円」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

四月八日日本委員会に左の案件が付託された。(予備審査のための付託は同日)

一、郵便貯金法の一部を改正する法律案

四月九日日本委員会に左の案件が付託された。

一、電話加入権質に関する臨時特例法の時限延長に関する請願(第二六一一号)(第二六一二号)

一、身体障害者に対する郵政行政改善に関する請願(第二六三三三号)(第二七九一号)(第二七九二号)

第二六一一号 昭和五十七年三月二十九日受理
電話加入権質に関する臨時特例法の時限延長に関する請願

する請願

請願者 京都市中京区壬生坊城町四七 香

水義一

紹介議員 植木 光教君
この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第二六一二号 昭和五十七年三月二十九日受理
電話加入権質に関する臨時特例法の時限延長に関する請願

請願者 京都市左京区松ヶ崎木ノ本町一九ノ七 楠原善一

紹介議員 上田 稔君
この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第二六三三三号 昭和五十七年三月二十九日受理
身体障害者に対する郵政行政改善に関する請願

請願者 富山県中新川郡立山町宮路七ノ二 志鷹小三郎

紹介議員 吉田 実君
この請願の趣旨は、第九六一号と同じである。

第二七九一号 昭和五十七年三月三十一日受理
身体障害者に対する郵政行政改善に関する請願

請願者 福井市砂子坂町一四ノ七ノ一 鈴木範夫

紹介議員 熊谷太三郎君
この請願の趣旨は、第九六一号と同じである。

第二七九二号 昭和五十七年三月三十一日受理
身体障害者に対する郵政行政改善に関する請願

請願者 山梨市上神内川一、二五一大村莊 北村晃一

紹介議員 中村 太郎君
この請願の趣旨は、第九六一号と同じである。

第三号中正誤

一 段行 誤 審議 正

二 一六 審議 問題 問題 会 会

三 二一 審議 問題 問題 会 会

四 二一 審議 問題 問題 会 会

五 二一 審議 問題 問題 会 会

六 二一 審議 問題 問題 会 会

七 二一 審議 問題 問題 会 会

八 二一 審議 問題 問題 会 会

九 二一 審議 問題 問題 会 会

一〇 二一 審議 問題 問題 会 会

D

昭和五十七年四月三十日印刷

昭和五十七年五月一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局